

[様式 1～8] 自己点検・評価報告書

様式 1－表紙

千葉明德短期大学 自己点検・評価報告書

令和 7 年 6 月

目次

自己点検・評価報告書	1
1. 自己点検・評価の基礎資料	1
2. 自己点検・評価の組織と活動	10
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	12
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	12
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	14
[テーマ 基準Ⅰ-C 社会貢献]	24
[テーマ 基準Ⅰ-D 内部質保証]	32
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	37
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	37
[テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果]	44
[テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜]	50
[テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援]	52
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	63
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	63
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	72
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	77

様式3－自己点検・評価の基礎資料

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

<学校法人の沿革>

大正 14 年 1 月	千葉淑徳高等女学校 千葉市登戸町 3 丁目にて設立 創立者福中儀之助初代校長に就任
大正 14 年 4 月	開校式挙行（定員 600 名）
昭和 18 年 7 月	財団法人千葉淑徳高等女学校となる。
昭和 22 年 5 月	学制改革により千葉明德高等学校・同中学校に改組
昭和 26 年 1 月	学校法人化し、学校法人千葉明德学園となる
昭和 38 年 4 月	高校男子部の新設
昭和 39 年 10 月	千葉市中央区南生実町に全校移転
昭和 42 年 5 月	千葉明德学園幼稚園、設置認可
昭和 45 年 1 月	千葉明德短期大学幼児教育科、設置認可
昭和 45 年 4 月	千葉明德短期大学幼児教育科、開学
昭和 47 年 4 月	千葉明德中学校卒業生高校進学 以後中学校休校 千葉明德学園幼稚園を千葉明德短期大学附属幼稚園に改称
昭和 49 年 4 月	千葉明德高等学校、男女共学となる
昭和 56 年 3 月	学園本館、竣工
平成 4 年 7 月	現理事長 福中儀明 理事長就任
平成 15 年 10 月	明德本八幡駅保育園、開園
平成 18 年 4 月	社会福祉法人千葉明德会、設立 明德土気保育園、開園
平成 22 年 4 月	明德浜野駅保育園、開園
平成 23 年 4 月	千葉明德中学校、開校
平成 24 年 3 月	千葉市と「避難所施設利用に関する協定」の締結
平成 25 年 4 月	社会福祉法人千葉明德会 明德そでの保育園、開園
平成 27 年 3 月	学校法人北総学園と合併
平成 27 年 4 月	明德やちまたこども園、開園
平成 30 年 4 月	千葉明德短期大学附属幼稚園、幼稚園型認定こども園に移行
令和 2 年 4 月	社会福祉法人千葉明德会明德土気保育園、幼保連携型認定こども園明德土気こども園に移行

<短期大学の沿革>

昭和 45 年 4 月	千葉明德短期大学幼児教育科、開学
昭和 47 年 4 月	保母養成課程を設置、千葉明德学園幼稚園を千葉明德短期大学附属幼稚園に改称
平成 10 年 10 月	「親子教室」（子育て支援事業）スタート
平成 16 年 4 月	「親子教室」を「ほっとステーション親子」に名称変更
平成 17 年 4 月	幼児教育科から保育創造学科に名称変更、100 名から 130 名に定員変更、「こども臨床研究所」開設
平成 17 年 7 月	「ほっとステーション親子」が文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム」に採択

平成 18 年 4 月	厚生労働省「指定保育士養成施設」定員を 100 名から 130 名に変更
平成 20 年 4 月	定員（厚生労働省「指定保育士養成施設」定員含む）を 130 名から 150 名に変更
平成 22 年 2 月	「千葉から創る、地域と協働し、個別の就業力を高め支える就職支援」の取組が平成 21 年度の文部科学省「大学教育・学生支援推進事業」に選定
平成 22 年 3 月	財団法人短期大学基準協会による「平成 21 年度第三者評価」の結果、適格の認定を受ける
平成 22 年 11 月	「卒業後 5 年までの就業力育成プログラム」の取組が平成 22 年度の文部科学省「大学生の就業力育成支援事業」に選定
平成 23 年 4 月	子育て支援事業を「ほっとステーション たいむ」（短大）と「ほっとステーション めいと」（附属幼稚園）に分割
平成 24 年 4 月	「ほっとステーション たいむ」を「育ちあいのひろば たいむ」に名称を変更
平成 25 年 4 月	研修生制度：保育臨床研修コースの創設
平成 26 年 6 月	「千葉市と植草学園短期大学、千葉経済大学短期大学部との相互連携に関する協定」を締結し、「幼児所持者が保育士資格を習得するための特例講座」（平成 28 年まで）、「保育士資格所持者が幼児を習得するための特例講座」（平成 30 年まで）を 8 月～1 月に開講。平成 27 年 2 月～3 月千葉市の「家庭的保育者研修」を開講
平成 26 年 12 月	「千葉明德学園学長選考会議規程」の新設。従来の短大教職員による「学長選挙」から、理事会と教授会との合議により学長を選考することに変更
平成 27 年 1 月	千葉県の「離職者等再就職訓練（保育士養成コース）」の受託
平成 27 年 4 月	上記保育士養成コースの 20 名（「訓練生」）が入学 以降令和 2 年度まで毎年入学者あり
平成 27 年 9 月	「千葉市子育て支援員研修事業」「基本研修業務」「現任研修業務」を受託し開講。以降毎年 2～3 回ずつ実施
平成 28 年 12 月	千葉市と連携し「保育実践者のための研修サバティカル」実施、以降毎年実施
平成 29 年 3 月	財団法人短期大学基準協会による「平成 28 年度第三者評価」の結果、適格の認定を受ける
平成 29 年 4 月	「育ちあいのひろば たいむ」で「まんぷくカフェ」を開始 「千葉市と植草学園短期大学、千葉経済大学短期大学部との相互連携に関する協定」に基づく 3 カ年の活動を総括し、次の 3 年間に向けて「千葉市の保育の質向上に向けた提言」を表明
平成 30 年 8 月	千葉市・市原市にキャンパスのある 11 大学・短期大学によって、「ちば産学官連携プラットフォーム」設立と包括連携協定の締結
令和 2 年 4 月	定員（厚生労働省「指定保育士養成施設」定員含む）を 150 名から 120 名に変更
令和 7 年 4 月	定員（厚生労働省「指定保育士養成施設」定員含む）を 120 名から 100 名に変更

(2) 学校法人の概要

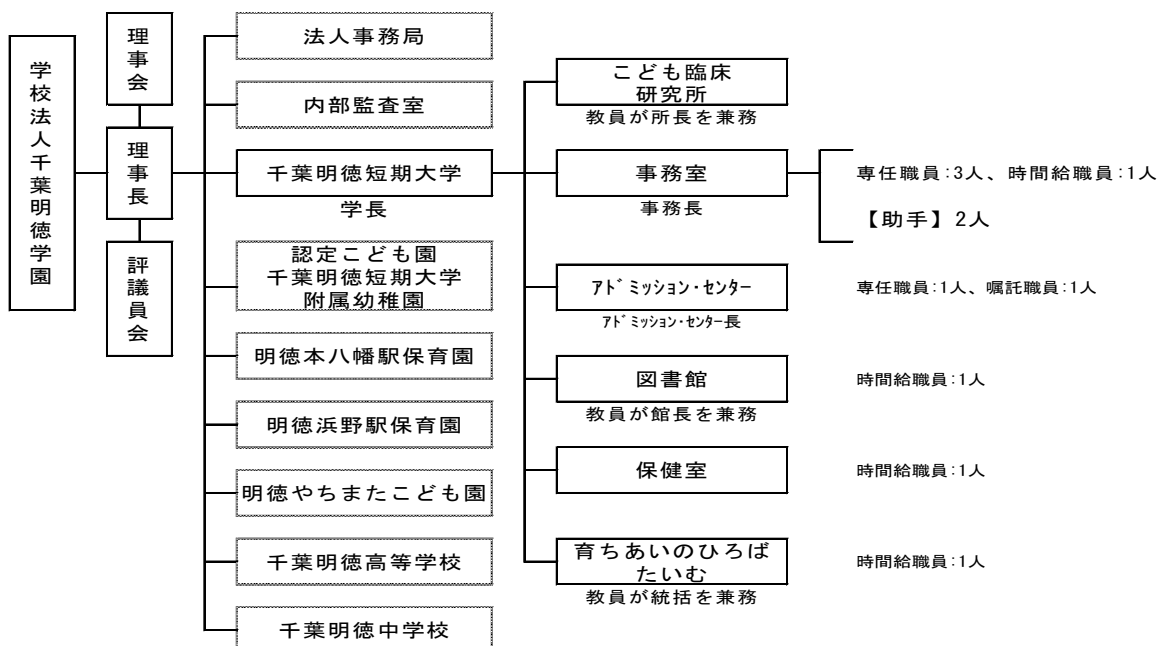
- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和7(2025)年5月1日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
千葉明德高等学校	千葉市中央区南生実町 1412	400	1200	1050
千葉明德中学校	〃	120	360	229
認定こども園千葉明德短期大学附属幼稚園	〃	105	315	258
明德本八幡駅保育園	市川市八幡 2-11-2	—	60	53
明德浜野駅保育園	千葉市中央区村田町 668-2	—	39	43
明德やちまたこども園	八街市八街ほ 559-2	55	75	78

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 学校法人千葉明德学園・千葉明德短期大学の組織図
- 令和7(2025)年5月1日現在

学校法人千葉明德学園・千葉明德短期大学の組織図（令和7年5月1日現在）



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

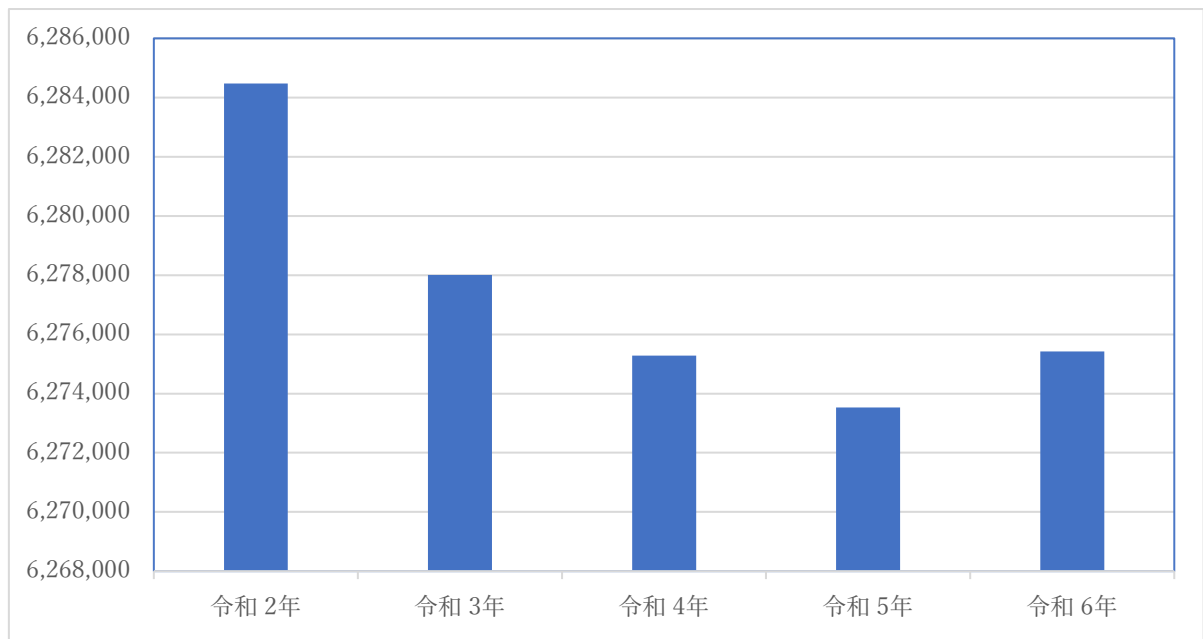
■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

千葉県常住人口調査報告書によると、令和6年10月1日現在の本県の人口は6,275,423人で、前年人口の6,273,530人に比べ1,893人、率にして0.03%減少した。

千葉県の人口は、大正9年10月1日現在（国勢調査）1,336,155人で、その後増加を続け、昭和49年11月1日現在では400万人を超えて、4,002,808人となった。さらに、昭和58年10月1日現在では500万人を超え5,002,542人となり、平成14年9月17日に600万人を突破した。平成23年に初めて減少に転じ、平成25年まで3年連続で減少した。平成26年から再び増加に転じ、以降は令和2年まで7年連続で増加したが、令和3年から3年連続減少していたが、令和6年は僅かながら増加に転じた。

また、令和2年国勢調査実施時の本県の人口は、6,284,480人（全国6位）で前回調査の平成27年と比べ、61,814人、1.0%増加している。

■ 図1-1. 平成30年から令和4年までの人口総数（千葉県）



■ 表1-2. 千葉県人口動態の増減

年	人口			過去1年間	
	総数	男	女	増減数	増減率
令和2年	6,284,480	3,117,987	3,166,493	5,454	0.09
令和3年	6,278,007	3,112,978	3,165,029	▲6,473	▲0.10
令和4年	6,275,278	3,109,278	3,166,000	▲2,729	▲0.04
令和5年	6,273,530	3,107,156	3,166,374	▲1,748	▲0.03
令和6年	6,275,423	3,107,333	3,168,090	1,893	0.03

■ （参照） 千葉県毎月常住人口調査 各年10月1日現在

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	令和2 (2020) 年度		令和3 (2021) 年度		令和4 (2022) 年度		令和5 (2023) 年度		令和6 (2024) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
千葉県全域	115	95.8	121	97.6	111	90.2	86	92.5	83	98.9
千葉地区	36	30.0	41	33.1	32	26.0	19	20.4	26	31.0
葛南地区	24	20.0	14	11.3	13	10.6	8	8.6	15	17.9
東葛地区	1	0.8	3	2.4			4	4.3		
印旛地区	13	10.8	13	10.5	14	11.4	11	11.8	9	10.7
東総地区	4	3.3	2	1.6	5	4.1	4	4.3	3	3.6
山武地区	12	10.0	11	8.9	8	6.5	14	15.1	8	9.5
長生・夷隅地区	8	6.7	0	0	5	4.1	5	5.4	5	6.0
安房地区	0	0	0	0	2	1.6	2	2.2	2	2.4
内房地区	17	14.2	37	29.8	32	26.0	19	20.4	15	17.9
その他 (県外)	5	4.2	3	2.4	12	9.8	6	6.5	1	1.2
北海道	1	0.8								
秋田県					1	0.8				
山形県	1	0.8			2	1.6	1	1.1		
茨城県	2	1.7	2	1.6	6	4.9	2	2.2	1	1.2
東京都			1	0.8			2	2.2		
神奈川県					1	0.8				
新潟県	1	0.8					1	1.1		
滋賀県					1	0.8				
中国					1	0.8				
合 計	120	100	124	100	123	100	93	100	84	100

※地域分類

千葉地区：千葉市中央区・花見川区・稲毛区・若葉区・美浜区・緑区

葛南地区：市川市、船橋市、松戸市、習志野市、八千代市、浦安市

東葛地区：野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市

印旛地区：成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、印旛郡

東総地区：銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、香取郡

山武地区：東金市、山武市、大網白里市、山武郡

長生・夷隅地区：茂原市、勝浦市、いすみ市、長生郡、夷隅郡

安房地区：館山市、鴨川市、南房総市、安房郡

内房地区：木更津市、市原市、君津市、富津市、袖ヶ浦市

■ 地域社会のニーズ

近年、幼稚園から認定こども園への移行が増えてきており、求人情数にもそれが表れている。このことにより、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を有する「保育教諭」が求められるようになり、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方取得の必要性が益々高まっている。なお、本学の過去5年間の求人状況は下表のとおりである。

■ 表 1-5. 過去5年間の求人状況

	幼稚園	保育所	認定こども園	認可外保育施設等	福祉施設
令和2年	211	444	165	184	71
令和3年	194	431	163	166	79
令和4年	180	388	163	164	71
令和5年	176	379	162	169	72
令和6年	148	346	157	143	75

平成21年度から施行された教員免許更新制に対しては、平成24年から、必修領域・選択領域（平成28年からは「必修」「選択必修」「選択」の3領域となっている。）を合わせて、30時間分の講習を毎年8月に開催している。平成30年からは、10月～12月の日曜日を利用し、更に30時間分の講習を開催している。

平成30年の受講人数は、8月（夏季）：98名、10月～（秋季）：91名、令和元年の受講人数は、8月（夏季）：76名、10月～（秋季）：93名となっているが、令和2年については、新型コロナウイルス感染症の流行により、夏季、秋季とも開催を見送っている。翌令和3年夏季については、コロナ禍の中2年ぶりに開催したが、28名の参加にとどまり、秋季は実施を見送っている。その後は、周知のとおり、教員免許状更新講習の制度自体が廃止となっており、最終的な、本学の累計受講人数は810名となった。

■ 地域社会の産業の状況

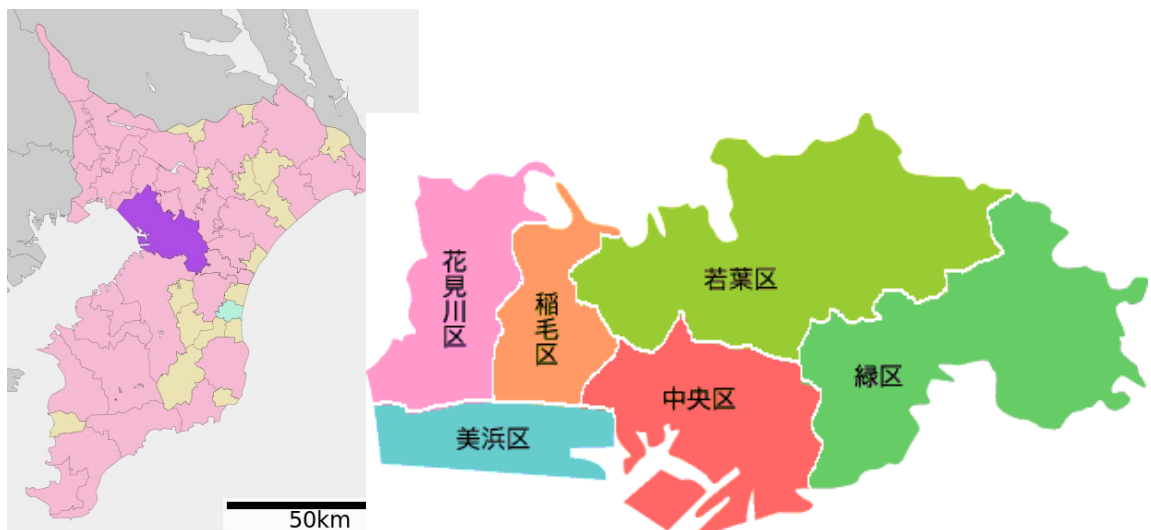
工業：令和3年における、千葉県の製造品出荷額等は15兆8,925億円と、全国第6位を占めている。この中の主要業種は、石油28.3%、化学17.4%、鉄鋼14.3%であり、この3業種で全体の6割を占めている。また、令和4年の事業所数は5,956事業所、従業者数は210,821人となっている。（2022、2023年経済構造実態調査）

商業：令和3年における本県の卸売業と小売業の事業所数は34,821店、従業者数は368,384人、年間販売額は13兆115億円となっている。地域別では、千葉市、市川市、船橋市、松戸市、柏市の5市で全体の事業所数の41.7%、従業者数の47.8%、年間販売額の59.4%を占めている。（令和3年経済センサス-活動調査）

農業：温暖な気候と豊かな大地に恵まれた千葉県は、全国有数の農業県であり、令和4年の農業産出額は4,029億円と全国第4位となっている。また、だいこん、日本なし、さやいんげん、らっかせい等、全国第1位の品目もあり、野菜類、畜産等が全国上位に位置している。（令和5年生産農業所得統計）

水産業：周囲に内湾性と外洋性の海域を有し、変化に富んだ豊かな漁場となっていることから、さまざまな魚介類が水揚げされている。令和3年における県内の海面漁業総生産量は79,158トンで全国9位となっている。また、すずき類、たちうお、このしろ、いせえび等の生産量は全国でも上位を占めており、全国有数の水産県である。（令和5年漁業・養殖業生産統計）

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



(図 1-3. 千葉市役所ホームページ「千葉市のプロフィール」より引用)

<千葉市の位置>

千葉市は、東経140度7分、北緯35度36分に位置し、千葉県のほぼ中央部にあたり、首都東京まで約40kmの地点にあり、県内幹線道路及びJR・私鉄などの鉄道の起点として、さらに情報通信網の起終点として、県都にふさわしい要衝の地にある。

<千葉市の構成と面積>

千葉市は中央区・花見川区・稲毛区・若葉区・緑区・美浜区の6区からなり、面積は271.76平方キロメートル（令和3年10月1日現在）。気候は温暖で、令和6年の年間平均気温は18.0度、年間降水量は1634.5mmとなっている。

また、千葉市の地形は、緑豊かな下総台地の平坦地におおわれ、その一部は、東京湾に接しており、温暖な気候と肥沃な土地、豊かな緑と水辺など自然環境に大変恵まれている。

(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- 1 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。（基準別評価票における指摘への対応は任意）

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
基準Ⅱ 教育課程と学生支援 [テーマA教育課程] ○卒業及び免許・資格の取得を目的とする学生が修得すべき単位数については、必要な学修時間を確保し単位の実質化を図るために、年間又は学期において履修できる単位数の上限について、学則又は学則上に根拠規定を置いた規程に定める必要がある。 ○シラバスにおいて、15週目を定期試験としており授業の実施・評価に関し不適切な点がみられるので、シラバス内容の確認を組織的に行い、改善が望まれる。
(b) 対策
○本学の教育課程では、幼稚園教諭二種免許と保育士資格の取得には、1年次 54 単位、2年次 35 単位の取得が原則となるため、現状（*54 単位）を肯定するのであれば、CAP 制の導入は意味がない。また、現状を下回る数値基準（*40～45 単位）では、教育課程が成立しないため、全面的な教育課程の見直し（例：教職課程の再課程認定）の際に検討することとする。 ○シラバスについては、記入要領により書き方を明示することと、教務事務によるチェックとシラバス査読委員会によるダブルチェックを実施することで改善を図る。
(c) 成果
○なし ○令和6年度シラバスにおいて、問題となる記述がなくなった。

- 2 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。
該当事項がない場合、(a) 欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
○幼稚園教諭二種免許、保育士資格を取得して卒業する学生の割合が低くなってきた。 → 保育現場へ卒業生を輩出することができない。 *2～3 週間集中で実施する、各種実習科目で躓く学生が増えている。
(b) 対策
○3 週間集中で実施する「教育実習（幼稚園Ⅱ）」の実施方法を通年形式に変更する。
(c) 成果
○令和7年度から実施するため、成果の検証は次年度（令和8年度）以降となる。

- 3 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
なし
(b) 改善後の状況等

- 4 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和 6（2024）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

公的研究費の不正使用を防止し、適正かつ効率的な研究費の管理・監査を行うため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」（平成 26 年 2 月改正）に合わせ、「千葉明德短期大学 公的研究費の管理に関する規程」、「千葉明德短期大学 科学研究費補助金事務取扱規程」、及び「千葉明德短期大学における公的研究費の不正防止計画」を改訂している。

また、平成 29 年度において、「千葉明德短期大学 研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を定め、研究活動上の不正行為防止のためのコンプライアンス委員会を設置するとともに、研究活動上の不正行為等の疑いが生じた場合の調査体制を整備した。

令和 3 年 11 月、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインに基づく取組状況に係るチェックリスト（令和 3 年度版）」を提出したところ、「不正行為の定義」及び「不正行為の認定」に不備があると文部科学省人材政策課研究公正推進室より指摘を受けた。これを受けて、「千葉明德短期大学 研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」に上記の不備を補完する項目を追加し、令和 4 年 9 月に改訂している。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」（令和3年度版）に漏れなく準拠するため、令和5年11月、「不正防止対策の基本方針」および「不正防止計画」を策定するとともに、「千葉明德短期大学 公的研究費の管理に関する規程」および「千葉明德短期大学 科学研究費補助金事務取扱規程」を改正している。

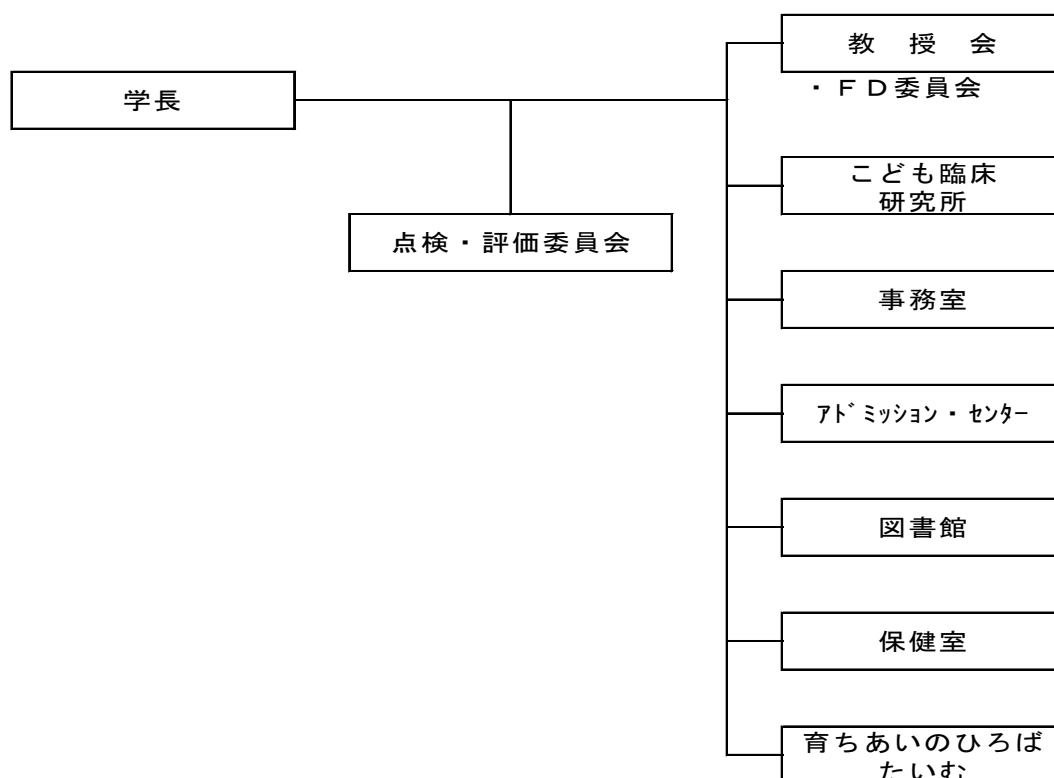
2. 自己点検・評価の組織と活動

■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) ALO 担当教員
- (4) FD 委員会の委員
- (5) 事務長
- (6) その他、学長の定めた各部門の長：アドミッション・センター長、こども臨床研究所所長

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）

令和7年度 自己点検・評価の組織図（令和7年5月1日現在）



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

推進組織の長である学長、AL0、事務長を中心に、計画を立て、それに従って各担当者への依頼や指示を行った。教授会後には、FD 委員を中心とした教員の会議で、進捗状況の報告やレクチャーを行い、周知や理解に努めるようにした。その他にも、小さな組織であるため、作業や検討会などは、定期的かつ柔軟に開いている。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和 6（2024）年度を中心に）

■ 年 月 日	活 動 内 容	そ の 他
令和 6 年 6 月 10 日	新年度の自己点検・評価の方向性の検討①	ディプロマ・ポリシーの見直し
令和 6 年 7 月 5 日	新年度の自己点検・評価の方向性の検討②	前期授業アンケートについて
令和 6 年 8 月 2 日	自己点検実施に向けた情報共有①	
令和 6 年 9 月 5 日	自己点検 R6 年度前期の自己点検	カリキュラムツリーの検討
令和 6 年 11 月 1 日	自己点検実施に向けた情報共有②	12 月の FD 会議に向けて
令和 6 年 12 月 24 日	自己点検実施に向けた情報共有③	FD・SD 合同研修会 次年度からの実習について
令和 7 年 1 月 8 日	自己点検実施に向けた分担の確認	後期授業アンケートについて
令和 7 年 2 月 3 日	自己点検・評価報告書の原稿第 1 回目締切	自己点検評価報告書の確認
令和 7 年 3 月 1 日	自己点検・評価報告書の取りまとめ及び確認①	FD・SD 合同研修会 明德の教育及び学生支援の充実に向けて
令和 7 年 3 月 21 日	自己点検評価・報告書の原稿第 2 回目締切	
令和 7 年 5 月 16 日	自己点検・評価報告書の取りまとめ及び確認②	
令和 7 年 6 月 23 日	自己点検・評価報告書の完成	

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I-A 建学の精神]

<根拠資料>

- 提出資料 1 2024 年度学生便覧
2 ウェブサイト[大学案内][学長挨拶 基本理念・教育理念]

- 備付資料 1 月歩学歩
2 学園ニュース

[区分 基準 I-A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準 I-A-1 の現状>

本学園に関係する中学校、高等学校、短期大学、幼稚園、保育所、こども園すべての名称には「明德」の名が冠されている。この「明德」という言葉は、中国の古典「大学」の「大学之道、在明明徳、在新民、在止於至善」（大学の道は、明德を明らかにするにあり、民を新たにするにあり、至善にとどまるにあり）に由来する。大意は、「大学」つまり、社会の指導的立場にある者が修めるべき、実利のための学問ではない、世のため、人のための学問の道とは、「明德」すなわち、人間が生まれながらに持っているはずの優れた性質つまり人間性を引き出して輝かせ、それによって周囲の人々をも感化し、その最高に徳性を輝かせた状態から離れないことにある、というものである。

この「明德」に込められた本学の建学の理念とは、実利の学としての小学に止まらず、自らの徳性を輝かせるべく大学の道を求め、社会に貢献していく有為の人材を育成することにある。また、「大学」においては、「明德」を明らかにするには、究極的には、「先致其知」（先ずその知を致す）、つまり社会の物事をすべて誤りなく把握することができるよう自らの知性を極めることが必要であるとされている。磨き上げられた鏡のごとく、あらゆる物事を誤りなく捉えることのできる知性、それは同時に己の姿をも誤りなく映し、その心と行いを正しく保つことを可能にする。自らの人間性、徳性を輝かせるために、自らを厳しく律し、その知性を曇りなく磨き上げていくことも当然に、本学の精神の内容をなすものである。

この建学の精神は、子どもの主体的な活動とそこでの経験等を大切にする保育観にも通じ、同時に保育の志を有する学生の自己成長の姿にも重なる思想である。

教育基本法は、第1条で「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」と定めている。本学園の建学の精神は、実利の学としての「小学」に止まらず、自らの徳性を輝かせるべく「大学」の道を求め、社会に貢献していく有為の人材を育成することを謳っており、教育基本法の目途とする公共性を有している。

また、私立学校法では、第1条で「私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする。」と謳っており、本学園でも建学の精神を踏まえた「教育の目的」や「保育創造学科」の「創造」の理念を定義し、教育を遂行して、健全な発展を遂げていることから公共性を有しているといえる。

こうした本学の精神は、毎年入学式に学園理事長より表明されている。列席の新生、その保護者等はそこでその内容を共有することになる。その後、短大広報誌「月歩学歩」（備付-1）（就職・実習に関係する園や本学退職者及び学生の家庭に1部ずつ配付される）誌上においても「理事長挨拶」として要約文を掲載している。さらに、入学時のオリエンテーション（教務ガイダンスを含む）等を通じ、学生に伝える努力をしている。また、その内容は毎年「学生便覧」（提出-1）にも掲載されている。

これに加え、毎年6月29日の学園記念日にあわせて学祖への献花式が施行され、学生たちに繰り返し建学の精神を説明する機会となっている。この時期には、建学を振り返る文書も学内に掲示されている。教職員に対しても、この献花式は、日々学祖の精神をしっかりと受け止めた教育実践に取り組んでいるかどうか、自省する機会となっている。従前は献花式を本学園内の幼稚園、保育所、中学校、高等学校、短期大学の幼児・生徒・学生が、体育館に集合して行なってきたが、コロナ禍においては、規模を縮小して行なっていたが、令和5年度より通常実施に戻っている。

その他、教職員には、学園内広報誌「学園ニュース」（備付-2）や理事長からの学園の方向性を語る啓發文書等を通じて、千葉明德学園の教育構想の根底にしっかりと建学の精神・理念が流れていることが繰り返し伝えられており、学内で共有されている。

また、本学のホームページの大学案内（提出-2）の中にも、本学園の建学の精神及び本学の教育目的や沿革、保育創造学科の教育目標等を掲載し、学内だけでなく学外に対しても表明している。

＜テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神の課題＞

建学の精神そのものは、本学園の名称「明德」に密接にかかわり、アイデンティティを確立するための理念として、定期的な確認を行い、入学式や献花式で周知している。さらなる理解促進としては、FD・SD活動を通じて、より具体的な理解度・経常的な意識化の促進を図ることや、1年次の教養科目等で触れていくことが改善計画の方向性となる。

＜テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神の特記事項＞

特になし。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

<根拠資料>

- 提出資料 1 2024 年度学生便覧
2 ウェブサイト[大学案内][学長挨拶 基本理念・教育理念]
3 千葉明德短期大学 学則
4 ウェブサイト[大学案内][情報公開]
5 ウェブサイト[大学案内][教育課程（保育創造学科）]
7 令和 7（2025）年度入学試験要項
8 2024 年度 SYLLABUS シラバス

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

- (1) 学科又は専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科又は専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科又は専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
- (4) 学科又は専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に
えているか定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-1 の現状>

建学の精神に基づき、「学則」（提出-3）第 1 条に教育の目的を「学芸を教授し、自己の涵養を促し、社会に貢献する英明を育て、乳幼児及び児童の教育・保育に資する人材養成を目的とする」と定めている。教育目標についても、「学則」第 2 条に「いのちをみつめ、教育・保育に関する実践知を深め、学際的に考察し、保育の営みを創造する保育者を養成すること」としている。

「学生便覧」（提出-1）には、学生に分かりやすいように、「明德の由来」「建学の精神」はもとより、「教育目的」、3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を記述し、ガイダンス時に説明している。更に、千葉明德学園の「総合保育創造組織」としての本学の位置付けを記述し、保育者を育てる本学の人材養成が地域・社会の要請に役立っていることを表明している。また、本学のホームページ[大学案内][学長挨拶 基本理念・教育理念]（提出-2）を通じて、学外へも情報を発信している。

上記内容についての点検は、主に「学生便覧」の改訂時に担当教職員を中心に行っているが、令和 6 年度に「3 ポリシー・カリキュラムツリー検討委員会」が設置され、その委員を中心に検討されている。また、2 年間の学びの集大成となる「学びの成果発表会」での学生の研究発表や FD 研修を通して、教育目的・目標の達成状況を全教員で把握・評価している。

この目標に基づいた人材養成が地域・社会の要請に役立っているかという点については、学内では年度末の教授会、学外との連携としては、千葉の幼稚園・認定こども園・保育所を招く「保育内容説明会」後の意見交換会にて、本学の教員と現場保育者と共に検討

している。また、そこで得た意見は教授会にて全教員で共有し、今後の組織のあり方について検討する際の材料にしている。また、「総合保育創造組織」として、系列園の園長会に学長も参加し、現場の意見を聞き取りながら連携に努めている。

＜学生便覧 抜粋＞

○千葉明德短期大学の教育目的

千葉明德学園の建学の精神は、「明明徳」です。これは、中国の古典「大学」に由来するもので、「明徳」とは、人が天から得たすぐれた能力、人間として生まれながらに持っている人間性であり、「明徳を明らかにする」とは、それを輝かせることとされています。私たちは、誰でも人間らしい能力の芽を持って生まれ、それらの能力が開花し、見て分かるように表現され、明らかになるということであり、本学園は、それぞれ児童、生徒、学生の素晴らしい能力を開花させ、一人一人が輝くことを教育の目標としています。

この建学の精神のもと、本学（保育創造学科）は、本学で学んだ学生が、子どもの成長にかかわる者として、その生まれもった人間性や能力を輝かせることを教育の目的としています。

〔区分 基準Ⅰ-B-2 学習成果を定めている。〕

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科又は専攻課程の学習成果を学科又は専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅰ-B-2 の現状＞

平成 17 年 4 月に「幼児教育科」から「保育創造学科」への学科名称変更を行った。これに際し、本学園の教育の目標、保育創造学科の教育の目的については、前述の「学則」に記載のとおりとしている。更に、保育創造学科の「創造」には、子どもの発達や育ちは誰一人として同じではなく、その発達を促す営みとしての保育は、時代の変化や様々な環境、多様な子どもたちとの関係性の中で生まれる個々に唯一無二の創造的営みという意味を込めており、本学では、以上の力を身に付けたと認められる者に学位を授与するものとして、ディプロマ・ポリシーを定めている。

ディプロマ・ポリシーは「学生便覧」に記載し、年度始めの教務ガイダンスにて学生に周知している。また、ホームページにも掲載し広く表明している。

○千葉明德短期大学のディプロマ・ポリシー

1. 子どもを受容・理解し、その主体性を認め、子どもの成長にかかわる者として基礎的知識と技術を身に付けている。
2. 自らの行動の理解に努め、探求し続ける力（好奇心、関心、意欲、態度）を身に付けている。
3. 社会を理解することに努め、社会とつながるための基本的な力を身に付けている。
4. 他者を理解し、信頼関係を築くことのできる力を身に付けている。

シラバスには科目ごとに「ディプロマ・ポリシーとの関連性」を記載しており、学習成果を測る際に、各教員は担当する授業内容と照らし合わせ、この項目が果たされているかをそれぞれ点検できるようになっている。

また、2年次後期に展開される「卒業演習（ゼミ）」は、少人数での授業展開であることから、教員が学生一人ひとりの2年間の成長を確認すると共に、保育創造学科の教育の有効性・学習成果を確認できる場となる。さらに、2年次の1月には専門科目「保育・教職実践演習（幼稚園）」、並びに教養科目「現代社会論（総論）」発表会や「フィールドワーク」報告会（通称：わくわく体験研修報告会）を、2月には各学生の2年間の学びを発表する「学びの成果発表会」を行っている。ここには、2年生だけでなく、1年生も参加しており、系列園や実習先の園にも参加を呼びかけている。今後は保護者や入学予定の高校生にも呼びかけたい。

学生の学習成果は学校教育法の短期大学の規定に照らし、学生個人の学習成果と言える成績評価がなされる半期ごとに、単位の修得状況を教授会で点検している。各教科には教科としての到達目標がシラバスに明記されている。定量的な観点で各教科の学生個人の学習成果（成績）の統計値が個別教科としての学習成果となり、その集計値は保育創造学科の教育プログラムの全体的傾向として定量的な学習成果の指標となる。卒業する学生の資格・免許の取得状況・就職状況の把握及び分析を行い、その傾向や就業後の状況については、教授会で定期的な点検を行っている。

学習成果の定期的な点検に向けて、成績評価や免許資格取得は教務グループ・教務委員会が、授業評価アンケートはFD委員会が、就職先・卒業生調査は就職グループ・学生生活（就職）委員会が担当し、自己点検・評価委員会が総括を行なっている。これら全てに教員と職員が関わっており、これらの情報を組織として活用していくことが今後の課題である。

【区分 基準Ⅰ-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。】

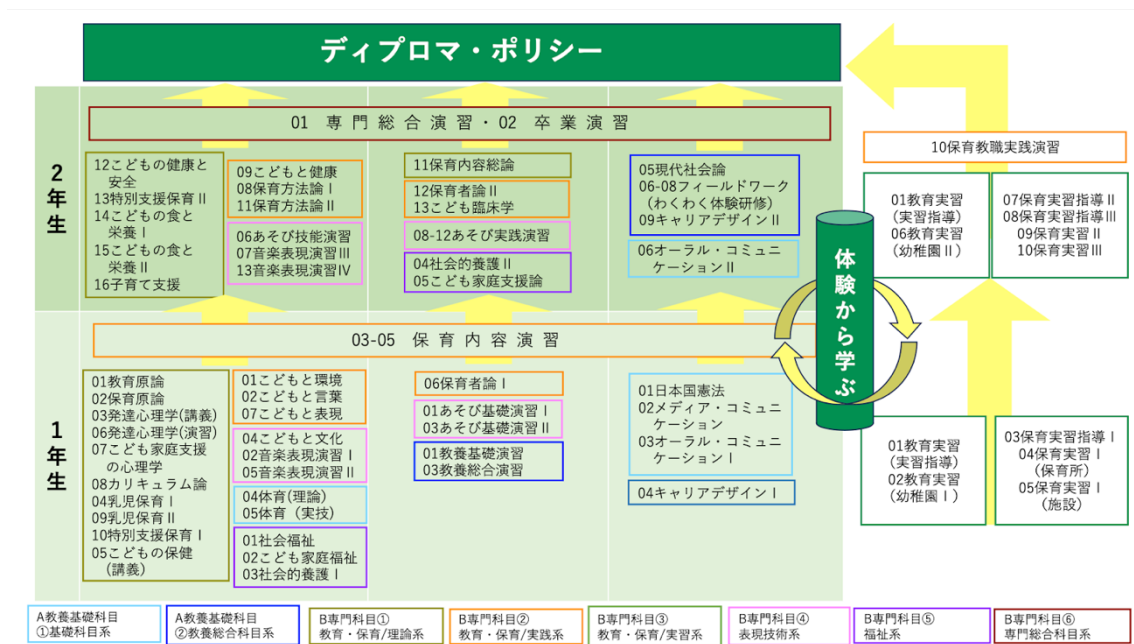
- (1) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに、組織的議論を重ね、三つの方針を関連付けて一体的に策定し、学内外に表明している。
- (2) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。
 - ①卒業認定・学位授与の方針は、学修成果に対し、卒業の要件、資格取得の要件を明確に示している。

- ②卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- ③卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。
- (3) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。
- ①教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- ②教育課程編成・実施の方針を定期的に点検している。
- (4) 短期大学及び学科又は専攻課程ごとに入学受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。
- ①入学受入れの方針は、学修成果に対応している。
- ②入学受入れの方針は、入学前の学修成果の把握・評価を明確に示している。
- ③入学受入れの方針を、高等学校等関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅰ-B-3の現状＞

本学の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、建学の精神および、教育の目的・教育目標に基づき定められている。これら三つの方針は、本学の教育の方向性を明確に示し、相互に関連づけるよう、平成28年度に組織的・全面的に見直している。また、令和6年6月10日（月）と9月2日（月）のFD研修会においても、組織的に三ポリシーとカリキュラムとの関連について検討し、カリキュラムツリーは以下のようにまとめられた。

図Ⅰ-B-3-1 ＜カリキュラムツリー＞



ディプロマ・ポリシーに関しては、「育てる保育者像」として、先に上げた4点を身に付けた者に学位を授与するものとしている。

カリキュラム・ポリシーに関しては、「体験から学ぶ」ことを教育課程の基本的な考え方とし、学生たちにディプロマ・ポリシーを達成させるべく、以下の5点の考え方に基づいて編成している。

○千葉明德短期大学のカリキュラム・ポリシー

現実の子どもとのかかわりは、一定の理論や知識・技術を背景に持ちながら、あるねらいを持って展開することになります。その際、子どもとのかかわりは、個々の子どもとの唯一無二のかかわりであり、かかわりのあり方がその子の育ちに影響を与えることになります。したがって、保育を学ぶ者は、専門的な知識の習得に努めながらも、身体を通して保育の実践に触れ、子どもとのかかわり方を問い続ける体験を重ねることが不可欠です。また、子どもとのかかわり方を問うことは、自らのあり様を問うことであり、自らのあり様を問う学びになります。本学は、「体験から学ぶ」ことを教育課程の基本的な考え方とし、学生たちにディプロマ・ポリシーを達成させるべく、教育課程を次のような考え方（カリキュラム・ポリシー）に基づいて編成しています。

1. 身体を通して保育に触れ、そこから子どもを理解することを学ぶ。
2. 育ちを促すための基礎的な知識・技能を確実に身に付ける。
3. 保育の学びを通して自らのあり様を問う。
4. 保育の環境としての現代社会のあり様についての理解を深める。
5. 保育実践等の体験を振り返る中で、他者の理解を深め、協働する方法を身に付ける。

直近の教育課程の改訂についても、上記のカリキュラム・ポリシーに基づき、平成31年4月からの教職課程の再課程認定にともなう改訂を実施している。その新たな改訂に応じたカリキュラム・マップ等の策定を検討し、令和2年度のシラバスより、「科目ナンバリング」を開始している。

アドミッション・ポリシーは、本学で学ぼうとする学生に必要な「姿勢」を示したもので、以下の3点を必要としている。

1. 「人が好き」と素直に思える人
2. 自分の気づきを大切にし、そこから学び始められる人
3. 自分と違う見方や考え方を面白いと思える人

以上の3ポリシーの学内外への表明については、本学のホームページや「学生便覧」に明記することで、学内外に周知を図ると同時に、教授会とFDにおいて教員の共通理解を図り、体系的で組織的な教育活動を行うように努めている。また、学生募集要項（提出-7）に、求める人物像としてアドミッション・ポリシーを記載し、オープンキャンパスでも伝えている。入学試験においても、全ての種類の選抜方法でアドミッション・ポリシーを確認している。入学後は、年度はじめのガイダンスにて3つのポリシーを確認することとしている。

効果的な入学前教育として、入学予定者に対する入学前教育（スタートアップ・カレッジ）を実施している。高校から短期大学への円滑なスタートと学修環境及び学友に慣れることを目的としている。令和元～3年度はコロナ感染予防対策による時間短縮により実務的な連絡に終始し伝えられなかったが、54回生を迎えた令和4年度より、入学者受け入れの方針や学位授与の方針を伝え、周知を図っている。全専任教員参加によるスタートアップ・カレッジでは、内容として保育に関する学びのワークショップ、授業で使用するGoogle Classroomの使用練習等を実施した。

保護者に対しては、保護者説明会、成績相談会（年2回）を開催し、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針の説明を行っている。

また、実習先の園長に対して3ポリシーの妥当性を検証する会を年に一度開催し（保育内容説明会後）、本学の取り組みについて意見を聴取している。

表 I-B-3-1 <56回生スタートアップ・カレッジ スケジュール>

日程：2025年2月22日（土） 授業担当教員：由田・池谷・伊藤・井上・久保・郷家・小木曾 事務連絡担当：明石・大澤・古賀・田中・中嶋・得重・遊塚・梅澤 会場設営・名札準備：花井、佐々木		
時間	A チームの内容	B チームの内容
9:30	受付開始（アドミッション）	
10:00	事務連絡・メディアの使い方 ①学長挨拶	受付開始（アドミッション）
10:30	②事務連絡 ③PC、アプリなどの動作確認	授業 保育内容：保育とあそびの授業（AL） 場所：講堂 ①アイスブレイク②授業③課題の説明
12:30	お昼（学園祭・学びの成果の様子の映像） 場所：ラウンジ、食堂	お昼（学園祭・学びの成果の様子の映像） 場所：授業を行った各教室
13:30	授業：保育内容：保育とあそびの授業（AL）場所：講堂 →講堂 or 食堂：本館2教室 →リズム室：2号館221・222 ①アイスブレイク②授業③課題の説明	事務連絡・メディアの使い方 ①学長挨拶 ②事務連絡 ③PC、アプリなどの動作確認
15:30	終了	
16:00		終了

本学では、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を、「育てる保育者像」として、その力を身に付けたと認められる者に学位を授与するものとして定めている。上記の学位授与の方針は、平成28（2016）年に組織的に見直され、それぞれの教科目の学習成

果に対応している。卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件は、それぞれ学則（提出-3）第30条、第28条、第25条に定められている。具体的には、卒業必修である教養基礎科目8単位以上、専門科目6単位以上、合計62単位を修得することを卒業要件としている。それに加え、幼稚園教諭二種免許状には幼免必修45単位、保育士資格には68単位の修得が必要となり、免許資格に必要な授業科目を開設している。これらについては、「シラバス」（提出-8）に明確に示し、年度初めの教務ガイダンスでも丁寧に説明している。

学科の学位授与の方針は、社会的（国際的）に通用性があり、これを学内には「シラバス」、外部にはホームページ（提出-2）を通じて表明している。

「シラバス」や「学生便覧」（提出-1）の改訂時には、担当教職員を中心として内容の点検をしており、変更等が必要となった場合には、教授会で検討することとなっている。

本学の教育課程は、知識の蓄積のみならず、前記「育てる保育者像」に向かって自己変容を果たしていくことを目指して構成されている。そういった観点から、学科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に対応し、組織的に編成されている。また、「学生便覧」やホームページに「カリキュラム・ポリシー」について記述し、ガイダンス等を通して学生への周知を図っている。

教育実践の向上及び全学的な検討・研修のため、月1回の教授会後の時間だけでなく、年に4回、6月、9月、12月、3月に、半日～1日という長時間のFD（・SD）研修会（備付-35）を開催し、外部講師を招聘した講演会等に留まらない、教職員同士によるディスカッションなど、教育の向上・充実のために検討を行っている。例えば、教育実習の年間を通じた実習への移行検討、カリキュラムツリーの検討、研究倫理の確認等を実施するなどし、カリキュラム全体の検討や研究の推進に努めた。これらのFDでの検討を経て、令和5年度からは入学時のオリエンテーション・ウィークや学修ポートフォリオを実施し、見直しを続けている。

毎月の教授会後に開催しているFD会議では、教育の向上・充実のための検討を行っている。具体的には、教員間での授業の相互見学や、職員までも含めた学内関係者や学生の保護者に対して授業を公開し、意見・要望を取り入れながら質の向上に努めている。

直近の教育課程の改訂について、上述のカリキュラム・ポリシーに基づき、平成31年4月からの教職課程の再課程認定にともなう改訂を実施し、新たな改訂に応じたカリキュラム・マップを策定した。この改訂に合わせて、令和2年度のシラバスより、科目の「ナンバリング」「ディプロマ・ポリシーとの関連性」「実務経験のある教員等による授業内容」の記述を開始している。特に、「ディプロマ・ポリシーとの関連性」については、それぞれの教員がディプロマ・ポリシーを意識し、各教科で関連付けている。

入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針を踏まえ、人間に対する興味を持てること、他者（子どもも含めた）とのかかわりを楽しめること、その中で生じる自らへの問いを素直に受け止められることが必要となる。そのことを前述のアドミッション・ポリシーとして掲げ、明確に示している。

本学の教育課程は、知識の蓄積を活用した「育てる保育者像」に向かって自己変容を果たしていくことを目指して構成されている。「体験から学ぶ」ことで、自分が体験の中

で得た気づきや感じたことを大切にしながら、それらを基に考えを深め、自分で獲得した「知」として自らの中に蓄えていく。さらに、個人の体験を仲間と共有し、検討し合うことで、多様な視点や新たな発見を得ることができると考えている。その前提として他者に興味を持つことが必須である。このような学習方法に興味を持ち、保育者を目指して学びたいという明確な意思を持った学生の受け入れを促進している。

入学者受入れの方針は、学習成果に対応しており、入学試験要項（提出-7）の他、大学案内、ホームページにも明記している。また、オープンキャンパス等での入試説明においても、本学が求める学生像や入学者の受け入れ方針を必ず示している。高校生を対象として系列幼稚園・こども園での保育体験の機会の提供「保育体験 Day」も毎月実施し、令和6年度は延べ150名の高校生の参加者がおり、入学前から「体験から学ぶ」という教育方針を体現しているといえる。

入学者受け入れの方針に示されている入学前の学習成果は、実績面よりも意欲や心構えを重視したものになっているが、推薦基準や入学金減免制度等で学習成績や対象となる検定を明示することで周知を図っている。

①総合型選抜、②学校推薦型選抜、③一般選抜、④社会人特別選抜、それぞれの入学者選抜において、入学前の学習成果の把握・評価をどのように行うかについて募集要項等で示している。

本学では、上記4つの入学者選抜方法の特徴を活かしつつ、全ての選抜において面接試験を実施し、入学者受け入れの方針に沿った評価基準を示したシートを活用して実施している。①については、オープンキャンパスへの参加を原則とし、本学教員による体験授業（AL）を経験し、本学を理解した上で、エントリーシートに本学で学びたいという思いを記入して貰い、願書、調査書等とともに出願するようにしている。可否選考は、面接試験および調査書、エントリーシート等の審査結果を総合的に評価し判定している。②は「指定校推薦」入試と「公募制推薦」入試の2通りあり、「指定校推薦」入試は、面接試験および調査書、志望理由書等の審査結果を総合的に評価し、「公募制推薦」入試は、小論文、面接試験、調査書および志望理由書等の審査結果を総合的に評価し可否を決定している。③と④については、小論文、面接試験の結果および調査書等の審査結果を総合的に評価し、可否を決定している。

千葉県内の高等学校を中心に、入学実績のあるほとんどの高等学校には年間複数回訪問することとしており、在学生の学習状況や卒業生の就職先での様子について、高校の進路指導部の教員と共有している。令和6年度は、本学の教員が高校に出向き、保育の仕事の魅力や保育者の専門性を伝えることで職業についてのイメージを明確にもてる機会を提供している。また、本学での学び方について高校生に伝え、本学の学習方法に興味を持ち、保育者を目指して学びたいという明確な意思を持った学生の受け入れを促進している。

前述した「ちば産学官連携プラットフォーム」の学生募集連携事業部を通じて、高大連携促進のための意見交換を行なっている。入学者受け入れの方針については系列高校から定期的に意見を聴取するとともに、高校訪問や高校で実施される進路ガイダンス参加の際に忌憚のない意見を聴取して点検に努めている。

＜テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題＞

I-B-1 の課題

外部に向けて自己点検・評価報告書等を公表しており、高等学校等の関係者の意見を個別や担当業務別には聴取しているが、組織的な仕組みとしては作られていない。まずは、系列高校等と協議する機会を作り、より実効性のある仕組みを検討していくことが必要である。全学的な教育の有効性・学修成果のアセスメントの手法、アセスメント・ポリシーについてはまだ確立されておらず、引き続き検討することが求められる。

I-B-2 の課題

本学の卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針は、建学の精神及び、教育の目的・教育目標に基づき定められている。これら三つの方針は、本学の教育の方向性を明確に示すように、平成 28 年度に組織的・全面的に見直し、再構成されている。しかしながら、教育課程上の各科目が、どのように学位授与の方針で定める学習成果に結びついていくのかという「見える化」が遅れていた。令和 2 年度用のシラバスから、具体的な科目ごとの学習成果の可視化に取り組んでいる。今後については、学習成果の獲得状況を質的・量的なデータを用いて測定する仕組みについての検討と、定期的な見直しが必要となってくる。また、学生へのポリシーの理解促進も課題として挙げられる。学生が自身の学びをディプロマ・ポリシーと照らし合わせて自己点検できるような支援体制や指導の工夫が今後ますます求められる。

I-B-3 の課題

教職課程の再課程認定申請において、旧法区分「教科に関する科目」区分に設置されていた科目、「こどもと文化 I・II」「音楽表現演習 I・II・III・IV」「あそび基礎演習 I・II」「あそび実践演習（こどもと言葉）」「あそび実践演習（こどもと音楽）」「あそび実践演習（こどもと造形）」「あそび実践演習（こどもと運動）」については、教育職員免許法施行規則附則第 6 項により幼稚園教諭の教職課程の「領域に関する専門的事項」を改正前の施行規則第 2 条による場合の取扱いとして届け出ており、その後「育てる保育者像」を念頭に置きながら、「事後調査」で各領域の本質を探りながら深めていくよう、科目改訂を行っている。

また、その際は、現状でも短期大学における卒業単位の 62 単位を大幅に上回る単位を修得すること（＊保育士資格と幼稚園教諭免許を取得するには 89 単位が必要）が求められている教育課程であるため、単純に科目数（単位数）を増やすのではなく、教養科目と専門科目のバランスを考慮しながら、全体の単位数を勘案した。2 年間で学生が無理のない学習ができるよう単位数の配分を行っていることを踏まえ、短期大学設置基準を満たせるよう、45～50 単位の範囲で上限を設定できるよう早急に検討する。

これまで本学は、個々の子どもとの関係の中で、常により良いかかわりを求める保育というものを学ぶ学校として、ただ知識を伝える場ではなく、学生も教員も常により良いもの、より良い自分を求めて「ともに学び、育ちあう」場でありたいと考え、そうした取り組みを実践してきた。この教育理念は今後も大切にしていきたいと考え、今まで以上に、本学の学びを十分に理解した学習意欲の高い入学者を確保するために、保育という職業と本学の学習方法の魅力をより効果的に志望者に伝えていく広報活動の展開が今後の課題である。

＜テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果の特記事項＞

特になし。

[テーマ 基準 I-C 社会貢献]

<根拠資料>

- 備付資料 3 ちば産学官連携プラットフォーム設立に関する包括協定書
4 千葉市と植草学園短期大学、千葉経済大学短期大学部及び千葉明德短期大学との相互連携に関する協定
5 千葉市の保育の質向上に向けた提言

[区分 基準 I-C-1 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

- (1) 社会への貢献についての取組みに関する方向性を示している。
- (2) 地域・社会への貢献に取り組んでいる。
 - ① 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
 - ② 地方自治体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 地域・社会への貢献についての取組みを定期的に点検している。

<区分 基準 I-C-1 の現状>

本学の「建学の精神」である明德は、単なる知識修得にとどまらず、社会に貢献できる有為な人材育成を目指すことを示している。

また、本学では、地域の保育・福祉実践者との交流・連携を推進することを目的とした「こども臨床研究所」があり、公開講座などの開催や子育て支援施設事業など、多層的に地域貢献への方向性が示されている。

「こども臨床研究所」として、社会に向けた公開講座やリカレント教育等、主に以下の7つの連携事業を展開している。

1) 子育て支援「育ちあいの広場 たいむ」

保育者養成校としての本学の特性を活かした「子育て支援」の地域貢献事業として、「育ちあいの広場 たいむ」がある。本学の施設を利用して、子育て中の保護者に「ほっと」一息つける場所を提供できるようにしている。スタッフは開室当初から保育者としての経験のある卒業生をリカレント教育として採用しており、数年の経験を経た後、保育現場に復帰している。

令和5年度、6年度は、9:30～11:30、または10:00～12:00と午前中に未就園児の親子を対象にした活動をしている。令和4年度に始めた予約制をなくし、保護者が子どもの様子に合わせて気軽に来られるようにした。Instagramでの開室日のお知らせは、令和4年度から継続して行っている。これまでの利用者から、「附属幼稚園のプレに通っており、固定の曜日に開室されるとたいむに行けないため、不定期だと嬉しい」という意見が

あったため、不定期に開室している。学内の図書室や学食も好評でたいむを利用してから図書室の絵本を借りて、学食で食事をする親子の姿も見られた。

2) 公開講座「めいトーク」

地域・社会に向けた公開講座として、千葉県内の保育・福祉関係者を対象とした公開講座「めいトーク」を年に一度実施している。令和2、3年はコロナ禍での開催となったため、本学の卒業生に限定して実施したが、第20回目となった令和4年度からは、一般の保育・福祉関係者にも対象者を広げ実施している。令和6年度については、以下のとおりである。

日 時：令和6年7月7日（日）13:00～15:00

内 容：見直そう！保育現場の「なぞルール」「あたりまえ」

第1部 講演 石井章仁（大妻女子大学 准教授）先生

第2部 グループディスカッション

参加者：50名

石井講師の著書『見直そう！保育現場の「なぞルール」「あたりまえ」』（中央法規）をもとに、保育現場のあたり前を問い直し、どのように園の中から変えていくかについて講演をいただいた。事前に質問も受け付けることで、講演会のなかで回答をいただくこともでき、参加者からは具体的に学びの充実にも繋がったとの感想が寄せられた。また第2部ではグループごとに別れ、各園の園文化やあたり前になっているなぞルールを問い直すことを行った。グループディスカッションの成果を発表すると石井講師からのアドバイスもいただいた。

また、めいトーク後は、「卒業生ひろば」として同窓会のように卒業生が集まることができる場を設定した。卒業後も学び直しつつ、仲間と励まし合える千葉明德短期大学の良さが出た「卒業生ひろば」となった。

3) 保育・福祉実践研修会

本学卒業生を中心に幼稚園・保育所・保育実践者を対象とした「保育実践」の学び合い事業を開講している。本勉強会では、毎回、幼稚園・保育所・こども園等での保育実践に関するテーマを設定し、それぞれの保育現場での悩みや課題を出し合い、学び合う場を提供している。園外の保育実践者や研究者との学び合いを通じ、相互に新たな視点や刺激を与えあうことで、よりよい保育の創造につながることを期待して、平成25年度から継続して実施している。令和4年度より、保育だけではなく福祉実践研修会も開催されている。

4) 「あそぼうか〜」プロジェクト

平成25年の秋より、千葉県内の幼稚園・保育所・子育て支援・福祉施設等に出向いて、土粘土を始めとした遊びの機会を提供する事業を実施している。本事業では、専用車「あそぼうカー」に約00kgの土粘土等素材を積み、依頼のあった保育現場に赴いて、3

歳以上を対象とした遊びを展開している。また、平成 27 年度からは、「えのぐ遊び」「花紙遊び」と提供するプログラムを増やし、様々な遊びを届ける「あそびのキャラバン構想」へと展開している。

当初は依頼に対して、すべて無料で行ってきたが、依頼件数が増加し担当教職員の時間的な負担も増えたため、交通費及びプログラム参加人数に応じた粘土準備費として、参加人数 30 名までは 3,000 円／1 回、31 名～50 名では 5,000 円／1 回の料金を徴収することとなった。

平成 28 年度からは担当教員のゼミの授業として扱うこととなり、在学生がこのプログラムに参加できるようになった。

「あそぼうか〜」のプロジェクトは、当初から担当していた教員が令和元年度末を以て定年退職する予定であったことにともない、当年度は学内環境の整備に専念するため、平成 30 年度末で活動を一旦休止とした。令和 2 年度になり、これまでの担当教員が特任教授として一部の授業を継続して受け持つこととなったこと、更に新任教員が加わり同プロジェクトを担当することとなったため、活動を再開した。

令和 3 年度以降、コロナ禍での実施となったため、法人内のこども園に限定しての活動となっている。令和 4 年度は「素材で遊ぼう」というテーマのもと、竹や火を使って子どもたちと遊びを展開した。法人内のこども園での活動であるため、令和 3 年度以降、料金は徴収せず、短大と現場の連携の一つとして行っている。月に 1 回程度、継続的に同一園を訪れ、活動実施後には保育者との活動の振り返りを必ず行うように仕組みを整えたため、保育者の研修の機会も兼ねる場となっている。

5) 保育実践研究会

「保育実践研究会」は、千葉県民間保育振興会の主催による研究会である。同研究会では、保育者が提供する保育園現場の事例について、参加者が実践的に検討している。本事業として、本学が同研究会の会場を提供するとともに、本学教員も、同研究会に助言者として参加し、現場が抱える問題の解決に共に取り組んでいる。しかし、残念ながら令和 2 年度以降、コロナ禍で中止せざるをえなくなり、今後、再開を期待するところである。

教育機関との連携としては、以下二点が挙げられる。

1) 「ちば産学官連携プラットフォーム」

「ちば産学官連携プラットフォーム」は、平成 30 年 8 月、地域内の複数の高等教育機関が連携し、行政や産業界と協働・共創することで、高等教育機関の「魅力」を高め、地域の課題解決力を高めることを目的に設立された（備付-3）。本学をはじめとする、千葉市、市原市に所在する計 11 大学・短期大学が参画し、5 つの事業部会（・教育活動連携事業部会・学生募集連携事業部会・就職支援連携事業部会・生涯学習連携事業部会・地域支援連携事業部会）、各種ワーキンググループを設置し、産学官連携の取り組みを推進している。

本学が幹事校となっている「学生募集連携事業部」では、主に 2 点の活動を行なっている。

i) 高校訪問

学生募集連携事業部会の担当者を中心に、各高校とプラットフォーム各大学・短期大学とのさらなる高大連携や教育政策の促進について意見交換を行うことを目的とし、千葉市内の高校において共同で高校訪問を実施している。

ii) 合同進学ガイダンス、合同オープンキャンパス

千葉市内の大学・短期大学の魅力を知ってもらい、学生募集力の向上につなげていくことが目的とし、プラットフォームに参画している千葉市内の大学・短大で、合同進学ガイダンス・合同オープンキャンパスを実施している。各校はブースを設置し、参加した高校生・保護者に対し個別相談に対応している。

他にも、「生涯学習連携事業部会」での「ちば学リレー講座」が上げられる。この講座は、「千葉（市）」を統一テーマにして、加盟校が様々な研究や話題についての講座をリレー形式で開講している。本学はその内の 1 回を担当しており、令和 5 年度、令和 6 年度も講座を担当している。また、「こども子育て支援ワーキンググループ」において、令和 5 年度は「育ちあいのひろば たいむについて」令和 6 年度は「子育て講座（1）トイレットペーパーの芯をつかってミノムシを作ってみよう」を本学の教員を中心とした「子育て支援プロジェクトチーム」が作成し、動画配信した。

2) 千葉市と三短大との相互連携

平成 26 年 6 月 13 日、千葉市と植草学園短期大学、千葉経済大学短期大学部及び本学は、子ども・子育て支援新制度の目指す「子どもの最善の利益」が保証される地域社会の実現のために、相互連携に関する協定（備付-4）を締結している。この協定は、保育人材の量的及び質的な充実を図ることにより、地域の子ども・子育て環境の向上に貢献することを目的とするものである。以来、主に研修内容・機会の充実による保育の量と質の向上に取り組んでいる。

更に、平成 29 年 4 月 13 日、本学を含めた上記 3 短期大学から、当時の熊谷千葉市長に「千葉市の保育の質向上に向けた提言」（備付-5）を提出している。その内容は、「保育者を元気にする」環境整備に向けた 6 項目を提言として取りまとめたもので、自動更新する協定の 2 期目の活動の中で具体化を進めてきた。

協定に基づいた取り組みとしては、・千葉市子育て支援員研修（基本研修・現任研修）、保育実践者のための研修サバティカル、潜在保育士・看護師再就職支援研修、千葉市保育士等キャリアアップ研修が挙げられる。

しかしながら、上記研修がこれまで以上に増加したため、本学中心の事務運営体制では限界がきており、新たな体制の構築が必要となった。また、千葉市内の保育士の質の向上に寄与するために保育士が自由に研修・相談できるよう独自の場所を確保すべく令和 3 年 5 月 11 日に「特定非営利活動法人千葉市保育者研修センターMANABI」を立ち上げた。

上記三短期大学の理事長・学長がNPOの理事等を勤めている。本年度は、上記研修をNPO法人が実施したが、研修の形態・会場は、上記三短大の協力の下に開催された。

昨今で特筆すべき点としては、「令和2年度千葉市・大学等共同研究事業」に「千葉市における外国人の乳幼児とその保育に関する実態」をテーマに参画したことである。本研究では、千葉市における外国人乳幼児とその保育にかんする課題に対し、保育現場、行政、研究者の連携のもとに対応していくことを目指して、以下の3点を目的とした調査を行った。

- 千葉市におけるすべての外国人乳幼児数と、保育・幼児教育施設に在籍している外国人乳幼児の数を把握し、制度の中で保育・幼児教育を保障されている乳幼児がどれだけ存在するのか、また保育・幼児教育制度にかかわることなく育つ乳幼児がどれだけ存在するのかを明らかにし、そこから千葉市における外国人乳幼児の実態と、それに対して必要な施策を検討する。
- 千葉市における保育・幼児教育施設における外国人乳幼児の保育の実態について、園の保育環境や保育カリキュラム、外国人乳幼児の保育や、保育における困り感に関する保育者の認識、保育者が必要としている支援を明らかにし、外国人乳幼児の保育における課題と、必要な施策について検討する。
- 保育・幼児教育施設を利用している外国人乳幼児の保護者が、子育てや施設利用について感じていること、必要としている支援を明らかにし、保護者に対する子育て支援・保護者支援、外国人乳幼児の保育における課題と、必要な施策について検討する。

本学では学生の学びの場（アクティブ・ラーニング）の機会創出を図るため、また、ボランティア活動を通じた地域・社会への貢献として、主に以下のプログラムを実施している。

1) 子育て支援「育ちあいの広場 たいむ」

学生はボランティアで本活動に関わり、実践的な「学びの場」として機能している。学生が関わることは保護者からも大変好評である。また、本学専任教員の主催企画を通じて関わり、地域の子育て支援に組織的に貢献している。

2) 千葉県障害者スポーツ大会 令和6年5月22日（日）

千葉県障害者スポーツ大会は障害者がスポーツの楽しさを体験し、体力の維持・向上、精神面での充足を図ることと、障害者の自立と社会参加を推進することを目的として全国大会の選考を兼ねたスポーツの祭典である。

本学では、毎年1年生全員が入学後最初のボランティア体験として障害者の陸上競技における選手の案内・記録・表彰などの大会運営に携わることであり、主催者側からも大会運営のための貴重な人材として期待されている。また、学生にとっては、少子化、地縁血縁関係の脆弱化などの理由により障害児（者）と関わる機会も少なく、障害児（者）との相互交流の場として貴重な機会になっている。

3) 「木更津子どもまつり」 令和6年11月16日(土)

木更津社会館保育園の子育て支援センター「ゆりかもめ」のスタッフが中心となり、木更津駅周辺の寺院、町会等が協力し、企画・運営している行事である。毎年11月中旬に行われ、令和7年で22回を数える。参加者も年々増加し、7,500人を超える規模となっている。このお祭りの特色として、子どもたちが主役となり、お店をだしたりする等、単なる受け身の立場にならないということがある。また、地域の親子が多数集い、様々な世代と交流をする場でもあり、ある意味、地域おこしの側面も含んでいる。本学では10年以上、継続的に毎年ボランティアとして参加しており、今年度の学生たちは、桃太郎のスタンプラリーを実施し、犬やサルに扮し会場に隠れ、まつりを回る子どもたちが探すことを楽しんだ。子どもが探すことを楽しみつつ、見つかりやすいようにもするなど保育学生のこれまでの学びを活かした対応をしながら、カードにスタンプを押し、まつりを盛り上げることに一役買っていた。お祭り会場では、親子でさまざまな市民団体が出す企画や商品を見ることができたり、まつりを楽しむ親子を間近で見ることができたりして、学生にとっても良い学びの機会となっている。

4) 「ひろばまつり」 令和6年10月26日(土)

障害福祉サービス事業「まあるい広場」による、絵画や紙すき、はたおり等、利用者の特技を活かした活動を行う、年一度地域と協働して開催する「広場まつり」である。本学では、毎年、身体表現を学ぶゼミ生がボランティアとして参加し、利用者の能力と特性を理解した職員の姿勢を学ぶ機会としている。

5) 図書館の地域開放

地域住民、附属幼稚園園児・保護者、卒業生等に図書および図書館の空間を利用できるよう、本学図書館を開放して活動している。その際、本学学生による絵本の読み聞かせなども行っている。子育て広場「たいむ」の利用者も、図書および図書館の空間を利用している。

6) 在日アフガニスタン女性の日本語教室のボランティア

在日アフガニスタン人を支援するNPO法人「イーグル・アフガン復興協会」は、アフガニスタン女性対象の日本語教室を主催している。本学は、その会場として、令和5年11月より、原則として毎週土曜日、教室を提供している。この教室には、多くの女性が子どもを連れて参加しており、その子どもたちと共に時間を過ごすことがボランティア活動となっている。様々な生活文化をもつ子どもたちと関わることは、学生の視野を広げ、国際理解に繋がる。令和6年度は、何名かの参加があったが、全体的に参加者が少なく、改めて学生への周知に努めていきたい。

その他、以下の内容もこれまで継続的に実施してきたボランティア活動であるが、新型コロナウイルス感染症問題の影響から、令和2年度以降は未実施、あるいは一部を縮小して行ったのが現状である。状況が改善次第、従来の活動に戻る予定である。

i) 中学生の職場体験の受け入れ

近隣中学校との連携のもと、本学で実施している上記子育て支援施設「育ちあいのひろば たいむ」に、毎年、近隣中学校の中学生の職業体験を受け入れている。2 日間のプログラムで、子どもやその保護者とかかわる体験をし、子どもと保護者を支える仕事に関する講義を受けている。

ii) 「わこう村大バザール」

富津市にある和光保育園は、子どもの主体的な生活を大切にし、保護者や地域の人々に関わられた保育を展開している。わこう村大バザールは、令和元年度で 28 回目を数えるイベントであり、和光保育園を会場に、園関係者だけでなく、地域の様々な人々がかかわって開催されてきた。本学では、毎年、バザールに、1、2 年生有志が、こどものゲームコーナー運営のボランティアとして参加している。運営に携わりながら、保育園が保護者や地域とどのように関わっているのかを肌で感じる貴重な機会となっている。

上記の地域・社会への貢献についての取り組みは、教授会で定期的に報告し、学生の参加状況などを専任教員全体で共有しながら、次年度の活動内容の見直しや、新たな連携企画の立案に活かすよう努めている。また、これらの取り組みは、広報誌「月歩学歩」や SNS などでも公表している。

<テーマ 基準 I-C 社会貢献の課題>

本学では地域連携に関する事業をこれまでも多く展開してきた。しかし、令和 2 年度以降は新型コロナウイルスの影響のため、実施することができないものも少なくなく、これを機会としてその内容や方向性を検討し、さらなる充実を図れるよう発展させていく必要がある。

公開講座「めいトーク」の今後の課題としてあげていた、各園から参加した保育者による具体的な保育実践の問い直しのきっかけとすることができた。一方で年間の園内研を通して、どのように保育を問い直し、保育を変えていくか事例をもとに検討することができないかとの案が出た。令和 7 年度は、千葉明德短期大学の教員が園内研修に入っている園に登壇していただき、園内研の成果や経緯、葛藤などについても聴く機会として「めいトーク」を企画している。研修生制度については、保育現場の質向上が求められる中で、リカレント教育としてのニーズも今後増えることが予想され、卒業後すぐの学生を対象とするだけでなく、その対象を広げて、現場保育者質向上のための研修の機会と位置付け改めて活性化していくことが必要である。

<テーマ 基準 I-C 社会貢献の特記事項>

ボランティアではないが、同じ敷地内の附属幼稚園をはじめとした系列園へのアルバイトを斡旋し、授業前の朝や授業後の夕方に保育補助として、約 40 名の学生が携わっている。

また、オープンキャンパスでは、学生自身が高校生だった時に本学の在学生スタッフに憧れ、入学後にスタッフになるという流れができ、毎年多くの学生が自主的にオープン

キャンパススタッフとしてボランティア参加し、司会、誘導、受付など様々な役割を担っている。

[テーマ 基準 I-D 内部質保証]

<根拠資料>

- 提出資料 6 千葉明德短期大学 点検評価委員会規程
8 2024 年度 SYLLABUS シラバス
- 備付資料 6 令和 4 年度 千葉明德短期大学 自己点検・評価報告書
7 令和 3 年度 千葉明德短期大学 自己点検・評価報告書
8 ウェブサイト[大学案内][情報公開]
9 2024 年度授業評価アンケート集計結果
10 2024 年度授業評価アンケートに対する回答
30 千葉明德短期大学研究紀要第 45 号（令和 6 年 3 月 25 日）
31 千葉明德短期大学研究紀要第 46 号（令和 7 年 3 月 25 日）
32 令和 5（2023）年度～令和 6（2024）年度 FD 活動報告
33 令和 5（2023）年度～令和 6（2024）年度 FD・SD 活動報告

[区分 基準 I-D-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価及び認証評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I-D-1 の現状>

本学は、平成 27 年に自己点検・評価のための規程（提出-6）を整備し、当該規程に基づいた点検・評価委員会を組織して自己評価を行っている。

各委員会は、年間計画に基づき教授会前後に毎月会議を開催して日常的に自己点検・評価を行うとともに、教授会において各委員会の内容を共有している。また、教授会後には AL0、FD 担当教員を中心に、各々の教員間で分掌業務に応じて、教育課程・学生支援等についての自己点検・評価に関する内容を検討している。必要に応じて、教職員間での点検・評価も行い、教職員間の認識の共有化を図っている。年度末には各分掌の年度計画と内容を振り返り、教授会でも共有しながら次年度の業務に活かすようにしている。

自己点検・評価報告書（備付-6、7）の作成には時間を要することと、翌年の計画等への即改善に繋がりにくいこともあり、平成 29 年度自己点検・評価以降は、原則として 2 年に 1 回実施することに変更した。外部に向けては、定期的に自己点検・評価報告書等をホームページ（備付-8）で公表している。

点検・評価委員会を中心に、全教職員が自己点検・評価活動に関与できるよう、組織的に構成している。第三者評価を前提とした報告書作成は、教職員の自己点検・評価に対する認識を高めることにも繋がっている。また、分掌以外においては、教員は主に学生による「授業評価アンケート（中間・期末）」やFD研修、事務職員はFD・SD研修を通して、自己を点検している。

関係者への意見聴取については、本学の系列園で構成されている「系列園会議」、本学教学運営状況について説明を行い、参加者から意見を聴取している。また、副学長が高等学校へ訪問し意見を聴取している。以上のことから、自己点検・評価活動に関係者の意見聴取を取り入れていると言える。

自己点検評価の結果については分掌を通して教職員間で共有し、必要に応じてFD・SD合同研修会において意見交換等も行い、改善に努めており、これまでもその結果を受け、オリエンテーション・ウィークや学修ポートフォリオの実施などが取り組まれている。

【区分 基準Ⅰ-D-2 教育の質を保証している。】

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

＜区分 基準Ⅰ-D-2の現状＞

学習成果を焦点とする査定（アセスメント）については、実習教育や就職支援、複数担当の教科目等で、担当教員間で独自に協議し検討している。なかには、その検討結果を、研究紀要（備付-30、31）等にまとめ、学会等で研究発表を行っている場合もある。

平成27年よりGPA制度を導入し「見える化」した指標は、効果的に学生指導・授業で活用できるよう検討し、GPAが1.1に満たない学生については指導し、「保育実習Ⅰ」と「教育実習（幼稚園Ⅱ）」の実習参加要件にするなどしている。

今後は、それらの成果を相互に共有する機会を持つとともに、全学的な教育の有効性・学修成果のアセスメントの手法を検討することが求められる。

教育実践の向上及び全学的な検討・研修のため、月1回の教授会後の時間だけでなく、年に4回、6月、9月、12月、3月に、半日～1日という長時間のFD（・SD）研修会（備付-35）を開催し、外部講師を招聘した講演会等に留まらない、教職員同士によるディスカッションなど、教育の向上・充実のために検討を行っている。例えば、教育実習の年間を通じた実習への移行検討、カリキュラムツリーの検討、研究倫理の確認等を実施するなどし、カリキュラム全体の検討や研究の推進に努めた。これらのFDでの検討を経て、令和5年度からは入学時のオリエンテーション・ウィークや学修ポートフォリオを実施し、見直しを続けている。

表Ⅰ-D-2-1.＜令和6年度FD・SD研修一覧＞

時期	実施事項	成果・その後
5 月	●前期中間授業評価アンケート	5 月に結果を周知。
6 月 10 日 (月) 13:30-15:30	●研修会：ディプロマ・ポリシーの見直し	
7 月	●前期授業評価アンケート 実施	8 月に結果を周知。
9/2 (月) 13:30-15:00	●研修会：ディプロマ・ポリシーの見直しとカリキュラムツリーの検討	次年度の HP に新しいツリーを掲載
10 月	●後期中間授業評価アンケート	10 月下旬に結果を周知。
12 月 24 日 (月) 10:00-12:30 13:30-15:00	●研修会 <午前> (FD・SD 合同) ・2025 年度からの教育実習Ⅱについて ・潜在保育士講座について ・今年度の入試募集戦略とこれから <午後> (FD 研修) ・研究倫理について ・成績評価について	
1 月中旬～2 月	●後期授業評価アンケート 実施	2 月中旬に結果を周知。
2 月 3 日 (月) 13:30-15:00	●研修会：自己点検評価 令和 5、6 年度の自己点検評価報告書の作成	自己点検評価報告書の作成と公開
3 月 1 日 (金) 13:30-15:00	●研修会：明德の教育及び学生支援の充実に向けて (FD・SD 合同) ・2024 年度の振り返りと次年度に向けた課題	全体の分掌の仕事内容と方向性の共有

毎月の教授会後に開催している FD 会議では、教育の向上・充実のための検討を行っている。具体的には、教員間での授業の相互見学や、職員までも含めた学内関係者や学生の保護者に対して授業を公開し、意見・要望を取り入れながら質の向上に努めている。

教育の向上に資するための PDCA については、学習成果、シラバス（提出-8）、教育課程、教育の実施について、年度当初に目標を立て、実践を行い、点検評価して改善につなげるサイクルを有している。具体的には、シラバスの作成、授業の実施、授業評価アンケート（備付-9）、アンケートに対する改善の提案（備付-10）というサイクルである。アンケートに対する改善の提案は図書館で学生が閲覧できるようにしている。査定の手法の定期的な点検として、令和 2 年度に導入した Google Form にてオンライン上でアンケートをとることで、学生の負担感を減らす試みをするとともに、質問項目の見直しも行った。

また、授業評価アンケートに基づくベストティーチャー賞を令和 5 年度より新設することとなっている。この賞は、授業評価アンケートで高得点を獲得した専任教員の中で、複数の基準をクリアした者を、表彰するものである。対象者は、学長からの表彰と授業への取り組み等についての事例発表を行うことになっている。令和 5、6 年度は授業評価アン

ケートの回答率が低かったため、学長賞を選出するに至らなかった。授業評価アンケートの回答率をあげることは今後の課題である。

教務グループの事務職員及び教務委員会の教員は、学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令を適切に遵守するとともに、変更点については適宜確認し、規程・実務に反映させて、法令遵守に努めている。

本学は保育者を養成する短期大学であるため、教務グループの事務職員及び教務委員会の教員は、常に、幼稚園教諭養成課程に関する法令や保育士養成課程に関する法令についても適切に遵守するとともに、変更点については適宜確認し、法令遵守に努めている。

一般社団法人全国保育士養成協議会の作成した「保育士養成倫理綱領ハンドブック」を全教員に配布し、FD研修で確認している。

各委員会は定例委員会（毎月開催）において、年間計画の活動内容を振り返り、結果をまとめ、定例教授会の報告事項に挙げている。更に、年度末には委員会規程の確認・点検をするとともに、年間計画に基づいて委員会ごとに評価を行っている。これらの評価は点検・評価委員会がまとめ、学園の中期計画と連動させ機能するようにし、学園全体の改革・改善に活用している。

＜テーマ 基準 I-D 内部質保証の課題＞

I-D-1 の課題

外部に向けて自己点検・評価報告書等を公表しており、高等学校等の関係者の意見を個別や担当業務別には聴取しているが、組織的な仕組みとしては作られていない。まずは、系列高校等と協議する機会を作り、より実効性のある仕組みを検討していくことが必要である。

I-D-2 の課題

全学的な教育の有効性・学修成果のアセスメントの手法、アセスメント・ポリシーについてはまだ確立されておらず、引き続き検討することが求められる。

＜テーマ 基準 I-D 内部質保証の特記事項＞

特になし。

＜基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画＞

（a）前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

学生ボランティア活動の促進については、施設や病児保育などからくるボランティア情報を随時配信し、学生にボランティアを促している。また、ボランティアサークルを立ち上げたいという学生からの声もあがっている。

本学の教育の有効性について検討するために、令和6年度には卒業前の学生とその保護者にアンケートを実施した。また、実習に焦点をあてた学生へのアンケートの実施および分析にも取り組んでいる。今後も継続してアンケートを実施することで、本学の教育の有効性を検証する手掛かりとする。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

本学の教育の有効性を検証するため、まずは系列園や系列校と連携し、定期的に協議する機会を作る必要がある。

ディプロマ・ポリシーで定めている保育者像や獲得すべき学修成果の有効性を検証し、教育改善に繋げるため、さらに成績評価の適正性のため、FD 委員と教務委員を中心にアセスメント・ポリシーを確立する必要がある。また、優れた授業実践を共有するためにも、授業評価アンケートの回収率を上げる工夫が求められる。

【基準 II 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準 II-A 教育課程]

＜根拠資料＞

- 提出資料 1 2024 年度学生便覧
 2 ウェブサイト[大学案内][学長挨拶 基本理念・教育理念]
 3 千葉明德短期大学 学則
 7 令和 7（2025）年度入学試験要項
 8 2024 年度 SYLLABUS シラバス
- 備付資料 9 2024 年度授業評価アンケート集計結果
 11 GPA 一覧表
 12 免許・資格取得関連資料
 14 卒業生在職調査
 33 令和 5（2023）年度～令和 6（2024）年度 FD・SD 活動報告

[区分 基準 II-A-1 卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行っている。]

- (1) 単位授与の要件を定めている。
- (2) 単位授与、卒業認定や学位授与に関する要件を周知している。
 - ①単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限設定等を行っている。
- (3) 単位授与、卒業認定や学位授与が適切に運用されていることを点検している。
- (4) 進級判定がある場合は周知している。

＜区分 基準 II-A-1 の現状＞

単位授与の要件は、学則第 27 条、並びに第 22 条に定めている。

本学の教育課程は、知識の蓄積のみならず、前記「育てる保育者像」に向かって自己変容を果たしていくことを目指して構成されている。そういった観点から、学科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に対応し、組織的に編成されている。教育課程は、短期大学設置基準第 5 条、6 条にある教育課程の編成方針にのっとり、体系的に編成をしている。本学の目的でもある保育士・幼稚園教諭の養成のために、その資格・免許取得に対応した教育課程を編成し、「育てる保育者像」に向け、教養基礎科目とともに専門科目が効果的に学べるよう、授業科目を編成している。

卒業認定、学位授与、幼稚園教諭免許第二種免許状、並びに保育士資格のための単位授与の要件は、履修要項に明記されている、また、履修登録から単位修得までの道筋も明記している。単位修得のための成績評価については、各授業科目の到達目標に対する成績評価基準に基づき、単位が付与されるようになっている。この履修要項は、学生にはオン

ラインで配信されており、ホームページでも、本学の教育課程や成績評価について広く周知している。

本学は、2年間で幼稚園教諭免許と保育士資格の2つの取得を目指すため、短期大学における卒業単位：62単位を大きく上回る単位（最低89単位）が必要となる。現状では、1年次に58単位分の配分となっており、CAP制を導入することは難しい。次回、教育課程を全面的に変更する際に、CAP制を導入できるように検討を進めていく。

単位授与、卒業認定や学位授与が適切に運用されるよう、教務委員会では、履修状況やシラバス、成績評価基準を定期的に確認し、教授会で共有している。教職員による成績評価の適正性については、FD研修等で相互に確認しあう機会を設けているが、さらなる適正性のためには、アセスメント・ポリシーなどを定める必要がある。

〔区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。〕

- (1) 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ①学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ②専門職学科においては、当該学科の専攻に係る職業の状況等を踏まえて授業科目の開発及び編成を行っている。
 - ③シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、予習・復習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ④学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ⑤授業内容について授業担当者間での意思疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑥通信による教育を行う学科又は専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (2) 教育課程の見直しを定期的に行っている。
- (3) 専門職学科の授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しにおいて、教育課程連携協議会の体制・役割が明確である。

<区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

本学では、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を、「育てる保育者像」として、その力を身に付けたと認められる者に学位を授与するものとして定めている。上記の学位授与の方針は、令和6（2024）年に組織的に見直され、カリキュラム・マップ作成とともに、それぞれの教科目の学習成果に対応している。卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件は、それぞれ学則（提出-3）第30条、第28条、第25条に定められている。具体的には、卒業必修である教養基礎科目8単位以上、専門科目6単位以上、合計62単位を修得することを卒業要件としている。それに加え、幼稚園教諭二種免許状には幼免必修45単位、保育士資格には68単位の修得が必要となり、免許資格に必要な授業科目を開講している。これらについては、「シラバス」（提出-8）に明確に示し、年度初めの教務ガイダンスでも丁寧に説明している。

本学の各科目のシラバスについては、「ナンバリング」「科目名」「担当形態」「担当教員」「ディプロマポリシーとの関連性」「テキスト」「単位数」「授業形態」「開講

時期」「到達目標」「授業の概要」「授業計画」「準備学習」「評価方法」「参考文献」「卒業・免許状・資格との関連」「特記事項」「実務経験のある教員等による授業内容」を明記しており、シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）をすべて記載している。なお、令和5年度からシラバスは、学生便覧とともに、冊子での作成を取り止めてオンライン化を行っている。

授業アンケートは、前後期の期末2回と中間2回ずつと年4回、FD担当がアンケートを作成し、各授業で実施している。平成27年度より、専任教員には全教科の結果を、非常勤教員には担当授業の結果を配付し、それぞれ改善に生かすようにしている。中間授業評価アンケートの結果は、残りの授業改善に活かすことができるよう、即時各授業担当者に開示されている。期末の授業評価アンケートの結果を受けて、各授業担当者は学生に向けてフィードバックコメントを公表して、次年度に向けて改善している。

本学は、科目間の連携や複数担当科目が多いため、教員間の連携や意思の疎通、協力・調整が欠かせない。授業の計画・実施・評価の過程で、複数の教員が打ち合わせを行い、振り返りを通して、より良い授業となるように改善に努め、その成果と振り返りについて紀要等にまとめることを推奨している。教員控室は、非常勤講師だけではなく専任教員も日常的に使用し、平素から学生の情報共有も図っている。

教育実践の向上及び全学的な検討・研修のため、月1回の教授会後の時間だけでなく、年に4回、6月、9月、12月、3月に、半日～1日という長時間のFD（・SD）研修会（備付-33）を開催し、外部講師を招聘した講演会等に留まらない、教職員同士によるディスカッションなど、教育の向上・充実のために検討を行っている。例えば、教育実習の年間を通じた実習への移行検討、カリキュラムツリーの検討、研究倫理の確認等を実施するなどし、カリキュラム全体の検討や研究の推進に努めた。これらのFDでの検討を経て、令和5年度からは入学時のオリエンテーション・ウィークや学修ポートフォリオを実施し、見直しを続けている。

毎月の教授会後に開催しているFD会議では、教育の向上・充実のための検討を行っている。具体的には、教員間での授業の相互見学や、職員までも含めた学内関係者や学生の保護者に対して授業を公開し、意見・要望を取り入れながら質の向上に努めている。

直近の教育課程の改訂について、上述のカリキュラム・ポリシーに基づき、平成31年4月からの教職課程の再課程認定にともなう改訂を実施し、新たな改訂に応じたカリキュラム・マップを策定した。この改訂に合わせて、令和2年度のシラバスより、科目の「ナンバリング」「ディプロマ・ポリシーとの関連性」「実務経験のある教員等による授業内容」の記述を開始している。特に、「ディプロマ・ポリシーとの関連性」については、それぞれの教員がディプロマ・ポリシーを意識し、各教科で関連付けている。

【区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。】

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-3の現状＞

本学の教育課程は、職業知識を養う専門教育に対し、教養教育は人間として、職業人としての成熟を目指すものとして位置付けており、主たる教養科目の多くを「卒業必修科目」として位置付け、専門科目と同等にその重要性を明示している。

本学の学びのサイクルとして、1年次は、教養基礎科目「教養基礎演習」「教養総合演習」において、「自ら学ぼうとする姿勢」と「他者に目を向けながら学ぶ姿勢」といった短期大学生として学ぶ姿勢と基礎力を身につけることをねらいとしている。また、「キャリアデザインⅠ」では、労働基準法についてや地域での子ども・子育て支援、保育者のキャリア形成について学び、地域に根ざす保育者となるための基礎を培っている。

2年次では、教養基礎科目「現代社会論」において、現代社会を構成する事象について学び、社会構成員の一人として現代社会の課題と今後の社会に必要なことについて思考していくことをねらいとし、以下の多様なコースから学びを深めている。

表Ⅱ-A-3-1. ＜令和6年度 現代社会論コース一覧＞

コース名	担当教員
芸術を教育・福祉へ	明石
社会的養護を考える	小木曾
現代社会の中の犯罪—同じ社会に生きる者として	金子
短大生のワイドショー	佐藤
今時の児童館・放課後児童クラブ・子育てサロン	鈴木
人類学とフィールドワーク —大相撲から文化と伝統を学ぶ—	松山
コンビニから社会の変化を考える	吉岡
「まちあるき」から社会を考える	鷺野

2年次の教養基礎科目「キャリアデザインⅡ」と専門科目「専門総合演習・卒業演習（ゼミ）」では、社会人として就労することを見据え、社会人としての教養的視点と、保育者としての専門的視点の両視点から学生の学びを評価し、随時状況に応じて改善を加えている。

「フィールドワーク（通称：わくわく体験研修）」は、本学の学びの特色である「体験から学ぶ」を体現した科目である。以前は、海外や日本国内のさまざまなフィールドでの実践であった。コロナウイルス感染症が蔓延した年には、この科目自体を開講しないことも議論したが、学生の豊かな体験を少しでも保障するため、日帰りのできる体験内容を考え、新たなコースを開設して実施した。令和5年度以降はコロナ感染の状況を見て、コース数を増やし、令和6年度は全7コース、参加者数は49名であった（表Ⅱ-A-3-2）。

表Ⅱ-A-3-2. <令和6年度 フィールドワークコース一覧>

コース名	担当教員
ダンス鑑賞から学ぶ人間と文化	田中
人と文化に出会う 沖縄県伊江村を中心として	中嶋
音楽の都 ウィーンを訪ねて	明石
生活と文化を考える～富山県利賀村研修	由田
水俣を知る	明石
サンセットウォーク in Chiba	古賀・郷家
石と自分を見つける旅	中嶋・郷家

教養教育の効果の測定・評価については、FD 研修でたびたび教養科目について取り上げ、組織全体で議論を重ねている。令和4年度は履修者にアンケートを実施し、全体で共有した。

【区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。】

- (1) 学科又は専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4の現状>

前述の通り、本学の教育課程は、職業知識を養う専門教育に対し、教養教育は人間として、職業人としての成熟を目指すものとして位置付けており、一社会人としてのあり方をベースに置き、職業人（保育者）としてのあり方についても学生に考察を求め、子どもに内在する能動性を尊重し、その育ちから保育者も学びながら、子どもたちの育ちを促す、といった本学は「育てる保育者像」を目標とした職業教育を行っている。本学では、学生が就業に至り、働き続けられる人材を育成するため、教養教育としては、1年次後期に「キャリアデザインⅠ」、2年次前期に「キャリアデザインⅡ」を卒業必修科目として設置している。「キャリアデザインⅡ」の授業では、働くための知識として求人票の見方や労働基準法、ハラスメントに関する内容に加え、さまざまな保育・福祉の現場に就労している卒業生をゲストスピーカーとして招聘し、現場でのやりがいや就職に至るまでの活動について話してもらい、学生が保育者として働く自分を具体的にイメージできる機会を設けている。また、2年次後期には「キャリアガイダンス」を開講し、自己理解、職業意識、就労観の醸成を目指す内容を実施している。また、入職前研修、研修時の保険、証明書交

付の手続きについて等も説明している。公務員希望者に対しては、2年間を通じて「公務員試験対策講座」も開講している。

また、専門教育としては、実習の事前・事後指導、さらに2年次後期の「保育者論」や「保育・教職実践演習（幼稚園）」においても、これまでの実習を振り返り、保育職に就く前の保育観を磨いている。この授業の中でも保育者をゲストスピーカーとして招聘し、現場で働いている職業人としての話を聞く機会も数回設けている。

更に、1年次は「教育実習（幼稚園Ⅰ）」の事前・事後指導、2年次は「専門総合演習・卒業演習（ゼミ）」の少人数で授業を行う担当教員が、各学生の就労に向けた知識、意識を細やかに把握するよう努め、指導を行なっている。

これらの授業と平行し、就職担当職員が中心となり、年間を通して就職に向けた面談・指導を行なっている。

卒業前には学生に「就職（進路）相談に関するアンケート」を実施している。卒業後には卒業生就職先へのアンケートを実施し、その内容を受けて職業教育の改善に努めている。

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題＞

Ⅱ-A-1 の課題

本学の教育課程では、短期大学における卒業最低単位の62単位を大幅に上回る単位を修得すること（*幼稚園教諭免許と保育士資格を取得するには最低89単位が必要）が求められているため、これ以上の科目数（単位数）を増やすことは現実的とはいえない。次回、教育課程を全面的に変更する際に、教養基礎科目と専門科目のバランス、1年次と2年次の取得単位数（CAP制）を考慮しながら検討を進めていくことが課題である。

Ⅱ-A-2 の課題

令和6（2024）年度は、3ポリシーの見直しとカリキュラムツリー作成に伴い、ディプロマ・ポリシーに沿った教育課程について検討を重ねた。それにより、ディプロマ・ポリシーと各授業科目との対応関係を明確にして進めてきた。今後、教育内容と学修成果のさらなる一致と実質化に向けて、ディプロマ・ポリシーに掲げる資質・能力が学生にどのように育成されているかを可視化する手法が求められる。

Ⅱ-A-3 の課題

本学は「保育創造学科」単科の短期大学であり、幼稚園教諭免許・保育士資格必修科目を中心としたカリキュラム編成になっているため、教養教育（科目）を含めて、科目の選択の幅が少ないという問題を常に有している。時代・社会の要請と学生の実情に合わせたカリキュラム編成のための見直しを行いながら、本学ならではの特色を活かし、より時代・社会のニーズに応じた保育者養成を目指した教育課程を編成することが課題である。

Ⅱ-A-4 の課題

現在、学生の就職活動においての問題点の一つとして、自身の就業観や特性を自覚的に捉えられず、就労イメージの形成ができない学生が散見される点があげられる。教育実習、保育実習の事前事後指導を軸に、自己理解を深めながら、職業意識の醸成につなげられるようにプログラムを見直す必要がある。

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項＞

特になし。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果]

<根拠資料>

- | | |
|------|---|
| 提出資料 | 1 2024 年度学生便覧
4 ウェブサイト[大学案内][情報公開]
8 2024 年度 SYLLABUS シラバス |
| 備付資料 | 1 月歩学歩
13 就職・研修に関するアンケート
14 卒業生在職調査
18 ガイダンス関連資料
21 受験報告書 |

[区分 基準Ⅱ-B-1 短期大学及び学科又は専攻課程において、学習成果は明確である。]

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

各科目のシラバスに、「到達目標」を定め、その到達を目指して取り組んでいる。各科目の成績評価は「評価方法」として割合を公開しており、具体性がある。GPA 制度を導入し、成績評価の段階的状況を確認している。

現在、半期科目、通年科目、集中科目とあるが、通年科目は、その成果が1年たたないと見ることができない。平成 28 年度より、学生に自身の学習成果を分かりやすくするため多くの科目を半期開講にし、ゆるやかなセメスター制を導入している。

学修成果の測定については、その時々学生の達成度や学修状況を把握するため、各科目での小テスト、発表、定期試験やレポートなどを課している。また、幼稚園教諭免許及び保育士資格についての指定科目等の履修によって、免許・資格の取得が妥当かどうか分かる。免許・資格を得て卒業するかどうかの一つの学習成果といえる。先述の「学びの成果発表会」での発表及びその際に作成したレポートや活動のビデオ、表現の作品等についても成果物といえる。実習については、「保育・教職実践演習」の中で、すべての実習の振り返りと考察を行い、レポートとして成果とする試みも行われており、これも学習成果の一つといえる。最終的には2月の卒業判定会議において、学生が教育課程の成果を獲得しているかどうかを判断している。

加えて、各学期の中間と学期末に原則全科目で「授業評価アンケート」（備付-9）を実施し、学生の修学状況を確認している。また、学期末だけではなく、中間でもアンケートを実施することで、それ以降の授業改善への参考としてフィードバックしている。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得状況を適切に評価している。]

- (1) 各授業科目の学習成果は、学科又は専攻課程の学習成果に対応している。
- (2) 教員は、成績評価基準等により学習成果の獲得状況を適切に評価している。
- (3) 教員の成績評価の状況について把握し、点検している。

＜区分 基準Ⅱ-B-2の現状＞

学科全体としての教育目標（ディプロマ・ポリシー）として、学生が身につけるべき資質・能力を「学科の学習成果」として明示している。各授業科目はシラバスにおいて、「ディプロマ・ポリシーとの関連性」を明記しており、各授業科目における学習成果が、学科の学習成果であるディプロマ・ポリシーのどの項目に関連しているのかを明示している。また、各科目の学習成果とディプロマ・ポリシーが有機的に対応するよう、教育課程を体系的に編成し、カリキュラムツリーに示している。今後も、ディプロマ・ポリシーと各授業科目における学習成果の対応と、その達成状況の継続的な点検・改善に努めていく。

学習成果の獲得状況を適切に評価するため、各授業科目担当の教員は、「評価方法」を定め、シラバスにおいて学生に周知している。授業ごとに設定されたその評価方法に基づき、試験、レポート、実技、発表などを通して成果を評価し、その妥当性を確保している。成績は、S（90点以上）、A（80点以上）、B（70点以上）、C（60点以上）、D（59点以下・不合格）の5段階で評価され、GPA制度を通じて学生の学修状況を可視化している。保育実習や教育実習においては、実習ハンドブックに記載している「実習の全体的な計画」がルーブリックの役目を果たしており、複数教員による客観的な評価が行われている。

本学では、教員による成績評価が公正かつ適切に行われているかを把握・点検するために、複数の委員会にて確認と改善を行っている。

教務委員会では、成績処理や単位認定の過程を点検し、成績評価が学修成果に即して適切に実施されているかを確認している。また、GPA制度の導入により、学生の学修状況を定量的に把握できるようにしており、成績評価の結果が教育活動にどう結びついているかを可視化している。

FD研修や教学マネジメント委員会などを通じて、科目間・教員間での評価の偏りや妥当性を検討するなど、評価方法の相互確認も行うよう努めている。さらに、学生が評価内容に疑義を持った場合には、「成績評価疑義申立制度」を利用できる体制を整備しており、成績通知後7日以内に申し出ること、公正な再確認が可能となっている。加えて、教員間の連携を図るために教員控室を常設し、授業運営や評価に関する情報を日常的に共有できる環境を整備している。

〔区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。〕

- (1) GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価などを活用している。

- (3) インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (4) 卒業生への調査、卒業生の進路先を対象とする調査などを活用している。
- (5) 測定した結果を学習成果の点検に活用している。

＜区分 基準Ⅱ-B-3 の現状＞

学期ごとの成績が付与されるたび学期 GPA、通年 GPA の算出（備付-11）を行い、成績通知書に明記をした上で学生に告知をしている。学位授与数、幼稚園教諭二種免許および保育士資格取得率（備付-12）、就職率は年度末に算出し、学生の現状を捉える資料として教授会や FD 研修会で検討課題とし、次年度の授業内容や運用に活かしている。GPA 分布は、卒業時の千葉県私立学校知事賞、千葉市大学市長賞、全国保育士養成協議会会長賞、千葉県私立大学短期大学協会会長賞などの受賞者を決める際に活用している。また、GPA が著しく低い場合には今後の進路について教職員と面談する旨が「学生便覧」に明記されている。

学生の自己評価としては、学修ポートフォリオを活用し、1 年次では「保育内容演習」の前期と後期の最後に自身の実習や学校生活での取り組みを振り返る機会を、2 年次では全ての実習が終わった後期始めや就職活動開始時期などに、「専門総合演習・卒業演習（ゼミ）」にて、実習や授業、学生生活を振り返る機会を設けている。

本学は、卒業率、就職率などの教育成果に関する各種データを継続的に収集・分析し、学生支援体制の強化や教育内容・指導方法の改善に活用している。

各年度の就職率や進路決定状況は、就職支援委員会が集計・分析し、傾向や課題を把握した上で、就職支援の方法や、就職ガイダンス、授業「キャリア・デザインⅠ、Ⅱ」の見直し等に反映させている。また、学生の就職支援においては、地域の園・施設と連携した情報提供や個別相談を通じて、一人ひとりの希望に沿った就職の実現を支援している。また、大学編入学を希望する学生に対しては、進路相談や「進学支援奨学金」などで、サポートを行っている。

卒業率については、教務委員会を中心に定期的に分析を行い、学修上の課題が見られる学生には、教務教員が面談を実施したり、担当教員が丁寧な指導を行ったりし、中途退学の抑制と学修継続支援を図っている。

本学は保育者養成課程であるため、実習がインターンシップの役割をしており、ほぼ全ての学生が実習を行っている。一方、実習に行かない学生数や学生の状況については、実習委員会で把握し、実習指導のあり方や体制の見直しにつなげている。

平成 28 年度から、卒業生が就職した保育・福祉現場を対象に、就業状況、実習生の状況、本学への要望等についてアンケート調査を行っている。令和 6 年度には、卒業生が就職した保育・福祉現場 310 施設から回答を得た。

平成 30 年度からは、卒業生の就職先に 10 月 1 日時点での在籍調査を行うと同時に、「本学卒業生に関して、他大学等の卒業生と比べて感じること」「本学卒業生への支援や実習生への指導、その他養成教育全般について望むことやご意見」について記述を求めている。令和 2 年度より、毎年度、「卒業生在職調査」（備付-14）を約 1,100 園に配布

し、その結果を取りまとめ、今後の学習成果の点検に活かすよう、教授会にて全専任教員と共有している。

このアンケート調査に加え、卒業生の進路先からの評価については、実習訪問指導記録に「卒業生の状況」欄を設け、実習先への訪問指導の際に施設長や主任等、所属先の上司より状況を聞き、各教員が記入し、把握するようにしている。

また、求人等で来校される保育・福祉施設の施設長や担当者を積極的に受入れ、卒業生の状況等を詳しく確認し、その情報を「来校者リスト」にし、全教員が共有・把握できる様にし、卒業生のフォローに活用している。

さらに、千葉県近未来保育研究所、千葉市民間保育園協議会、全千葉県幼稚園連合会等、卒業生が就職している園を招き、来校型就業説明会（令和3年より「保育内容説明会」に名称変更）を実施している。また、専任教員との意見交換会も開催し、卒業生の状況確認も行なった。

令和3年度からは、就職支援担当教職員が、学長や本学の元教員である協力員と共に、特に卒業生が多数就職している幼稚園・保育所や社会福祉施設を訪問し、本人及び施設長より卒業生の評価をヒアリングしている。なお、乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設などの社会的養護に関する児童福祉施設に関しては、千葉県児童福祉施設協議会の制度施策・人材確保委員会と連携して学生対象の合同実習説明及び合同就職説明会などに参加して就職活動に結び付けるとともに、施設職員による施設の紹介、施設見学などを行う「未来塾」（概ね年6回開催）通して実習先施設の理解の機会としている。

上記のデータは、自己点検・自己評価の基礎資料としても活用しており、教育の成果と課題を可視化し、教育課程運営や支援体制を見直し改善するための根拠資料として取り扱っている。

【区分 基準Ⅱ-B-4 学習成果の獲得状況の公表に努めている。】

- (1) 学習成果の獲得状況について、可視化した根拠がある。
- (2) 学生に獲得した学習成果を自覚できるように、根拠を基に説明している。
- (3) 学習成果の獲得状況について、根拠を基に公表することに努めている。

<区分 基準Ⅱ-B-4の現状>

学生の学習成果から教育の質保証および改善につなげるため、まず、学修到達目標に対する学修成果としての成績は、GPA制度を用いて集計・分析されており、個人の学修成果を数値として明示しており、学生自身にも開示している。学校としては、学年・学科全体の傾向分析にも活用している。実習では事前・事後指導において、実習ハンドブックに記載している「実習の全体的な計画」や評価表がルーブリック評価の役目を果たしており、各項目の達成度を可視化している。

学生自身が獲得した学修成果を自覚できるよう、入学時から作成する「学修ポートフォリオ」を定期的に見直し、グループで共有したり、教員からの評価コメントも得たりしながら、学習成果の具体的な内容を記録・蓄積している。また、実習科目では、事後指導の中で自己評価を実施したり、実習で得た学びをグループで話し合い発表しあったりすることで、教員による講評とともに、自己の成長を振り返る機会を設けている。

また、学期ごとに成績表を配布し、GPA や単位修得状況などの数値的データを通じて、学習成果の全体的な進捗状況を把握できるようにしている。教務教員やゼミ担当教員は、個別面談の中でこれらの情報をもとに学修状況を説明し、必要に応じて履修計画の見直しや学修支援を行っている。

ディプロマ・ポリシーに基づく学習成果の目標や、それに対応するカリキュラムの構成・授業科目との対応関係（カリキュラム・マップ）を明確にし、大学案内やホームページ、シラバス等を通じて対外的に公表している。これにより、本学の教育方針と到達目標が学外の関係者にも伝わるよう配慮している。また、卒業時の学習成果の到達状況については、GPA、単位修得率、卒業率、就職率などの量的指標を集計・分析し、自己点検・評価報告書などに反映させている。報告書は、ホームページに掲載し、学外関係者（受験生・保護者・実習受入先等）に向けて透明性のある情報提供を行っている。さらに、保育者養成校として、保育現場での実践力育成の成果として、学生の発表やレポート、実践等を広報誌「月歩学歩」などで紹介している。

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果の課題＞

Ⅱ-B-1 の課題

学習成果と達成状況については、「学修ポートフォリオ」を導入したことと、半期科目が増加したことにより、以前と比べて、在学中の2年間における学生自身の達成度の「見える化」が進み、学生、教職員の双方とも、その成果と育ちを理解できるような仕組みになってきている。一方、単位の認定や評価については、評価を受ける学生自身も納得できるようなものが必要である。そのために、ルーブリック評価やアセスメント・ポリシーの検討が必要である。

Ⅱ-B-2 の課題

ディプロマ・ポリシーと各授業科目における学習成果の獲得状況について、達成状況を点検し、その結果を各授業科目にフィードバックし、改善する仕組み作りが必要である。

Ⅱ-B-3 の課題

学習成果の獲得状況を示す量的データとは、GPA分布、単位認定状況、単位取得率、免許・資格取得率、学位取得率などが上げられるが、これらの指標をより活用し、学習成果の獲得状況と照らし合わせる必要がある。

一方、質的データとしては、学習の積み重ねを可視化し、教員も学生自身も学習成果の獲得状況を測定できるよう、「学修ポートフォリオ」をより分かりやすく、使いやすくするための改善を進めていく必要がある。

Ⅱ-B-4 の課題

GPA を利用し、学生生活、学習環境の問題の早期把握、面談等の対処をより早急かつ的確に行えるような体系化を検討したい。さらに、GPA だけでない多様な定性的・定量的、主観・客観を組み合わせた多面的な測定手法の検討および学内外への公表が必要となる。

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学習成果の特記事項＞

特になし。

[テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜]

<根拠資料>

- 提出資料 1 2024 年度学生便覧
2 ウェブサイト[大学案内][学長挨拶 基本理念・教育理念]
3 千葉明德短期大学 学則
7 令和7(2025)年度入学試験要項
8 2024 年度 SYLLABUS シラバス
- 備付資料 9 2024 年度授業評価アンケート集計結果
11 GPA 一覧表
12 免許・資格取得関連資料
14 卒業生在職調査

[区分 基準Ⅱ-C-1 入学者選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施している。]

- (1) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (2) 高大接続の観点により、多様な選抜方法を設け、それぞれの選考基準を明確に示している。
- (3) 専門職学科における入学者選抜は、実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮している。
- (4) 入学者選抜の実施に関する学内規程を整備し、規程に基づき実施している。
- (5) 入学者選抜の実施における学長を中心とした責任体制は明確である。
- (6) アドミッション・オフィス等を整備している。

<区分 基準Ⅱ-C-1 の現状>

本学の入学者選抜は、①総合型選抜、②学校推薦型選抜、③一般選抜、④社会人特別選抜の4つの方法で実施している。本学の入学者受け入れの方針は、学生の興味・関心、意欲、心構えを重視したものになっており、どの選抜方法でも面接試験により共通の評価基準を示したシートを活用し、実施している。

その他の選考基準は、高校時の学業成績(調査書の評定平均値)、取得済みの検定名、社会人経験(*主婦・夫を含む)などを出願条件とすることとして明確に示している。

入学者選抜について、実施に関する規程を整備し、規程に基づいて実施している。

この規程には、学長を中心とした責任体制であることを明確にしている。

短大内に、アドミッション・センターを設置して学生の募集から選抜、入学手続きまでの学生募集業務を行い、アプローチのあった入学希望者、受験者の情報管理を行いながら、活動を行っている。

[区分 基準Ⅱ-C-2 入学者選抜に関する情報を適切に提供している。]

- (1) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。

- (2) 選抜区分ごとの募集人員を明確にしている。
- (3) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (4) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。

＜区分 基準Ⅱ-C-2の現状＞

入学者受入れの方針は、募集要項（提出-7）、学校案内（）、ホームページに明記しており、オープンキャンパス等での入試説明においても、本学が求める学生像として入学者受け入れ方針を必ず説明している。

また、学生募集要項には、選抜区分ごとに募集人員を明確に示している。

授業料、その他入学に必要な経費は、募集要項、学校案内、ホームページに明記している。また、入学してからかかる主な諸経費についても、同様に記載し、オープンキャンパス等で詳しく説明している。近年、広い意味での「奨学制度」（1. 高等教育の修学支援新制度、2. 保育士修学資金貸付制度、3. 日本学生支援機構 貸与型）について、利用（希望）者が増大しており、オープンキャンパスとは別に、「入試・奨学金・マネープランガイダンス」と銘打ち、年に4回ほど実施し、個別に丁寧に説明する機会を設けている。

本学に興味を持った高校生や社会人の受験生、受験生の保護者、高等学校の教員等からの問い合わせに対しても、専用のフリーダイヤルを設置し、受験生の知りたい情報や質問に適切に答えている。電話・FAX・メールはもちろん、本学ホームページの問い合わせ専用フォームやSNSからも受験に関する問い合わせ等ができるようにしている。学校見学・個別相談を希望して直接来学した受験生に対しても、アドミッション・センターの職員を中心として、全教職員で対応している。

＜テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜の課題＞

これまで本学は、個々の子どもとの関係の中で、常により良いかわりを求める保育というものを学ぶ学校として、ただ知識を伝える場ではなく、学生も教員も常により良いもの、より良い自分を求めて「ともに学び、育ちあう」場でありたいと考え、そうした取り組みを実践してきた。

この教育理念は今後も大切にしていきたいと考え、今まで以上に、本学の学びを十分に理解した学習意欲の高い入学者を確保するために、保育という職業と本学の学習方法の魅力をより効果的に志望者に伝えていく広報活動の展開が今後の課題である。

＜テーマ 基準Ⅱ-C 入学者選抜の特記事項＞

特になし

[テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援]

<根拠資料>

- 提出資料 1 ウェブサイト[2024年度学生便覧]
4 ウェブサイト[大学案内][情報公開]
8 2024年度[SYLLABUSシラバス]
- 備付資料 1 月歩学歩
13 就職・研修に関するアンケート
18 ガイダンス関連資料
21 受験報告書

[区分 基準Ⅱ-D-1 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 学生に対して履修及び卒業に至る指導・支援を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 基礎学力が不足する学生や進度の遅いが癖に対し補習授業等を行っている。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 通信による教育を行う学科又は専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (10) 図書館等に専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を配置し、学生の学修向上のために支援を行っている。
- (11) 学生の海外への派遣（長期・短期）を行っている。
- (12) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-D-1 の現状>

入学予定者（入学手続者）に対して、入学前の2月にスタートアップ・カレッジを実施している。令和6年度の内容は、入学後に必要となるGmail、Google Classroom等の設定と説明会、そして体験授業である。説明会では、次年度からのICT教育推進のために新入生に端末を用意してもらい、丁寧に個別対応を行った。体験授業は明德の「体験から学ぶ」という学習の機会と、入学予定者同士の交流を深めることを主眼として行っている。

入学者に対しては、これまでも学生生活と教務によるガイダンスを行っていたが、令和5年度より、入学生が短期大学での学修と生活によりソフトランディングできるよう、入学式後の1週間（4日間）をオリエンテーション・ウィークとして実施している。オリ

エンターション・ウィークでは、遊びを通して共に学ぶ仲間と出会い、その上で学生生活に関するガイダンスや、グループでの学内・学外探検（学校周辺地域）を行い、学習環境へ慣れるよう創意工夫した。その後、学修に向けた教務ガイダンスや教養科目を通して短期大学での学び方を知ることができるような流れをつくっている。

毎年年度初めに、1・2年生それぞれを対象とし、ガイダンスを実施している。令和6年度は、2年生は令和6年3月25日に実施し、1年生は、4月4～9日に、新年度のガイダンスを含めた、オリエンテーションウィーク（備付-18）として実施している。ガイダンスは、学生生活に関するガイダンスと教科目の履修に関する教務ガイダンスとに分けられる。教科目の履修に関する教務ガイダンスは、学習成果の獲得に向けて、1年生には、高校までとの違いを中心とした履修登録と学校生活全般に対する説明を行い、2年生には、保育士資格・幼稚園教諭免許の取得にもつながる選択科目についての説明を中心に行っている。更に、2年次科目のいくつかの選択教科目（フィールドワーク／専門総合演習・卒業演習（ゼミ）／現代社会論・各論／あそび実践演習）については、4月中を目途にし、学生自身が考えられるような期間を設定し、各教科内のガイダンスで教員から説明をする他、個別相談を実施した上で選択を行えるようにしている。また、上記の選択科目に関しては、1年生が2年生の授業報告会に出席することで、ガイダンス以外の場面でも選択のための情報を得る機会を作っている。

学習成果の獲得に向けて、「シラバス」（提出-8）と「学生便覧」（提出-1）、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）に基づき、ガイダンス時に説明している。学内広報誌「月歩学歩」（備付-1）において、学習成果や学習の過程、授業の意図等を紹介し、理解と周知に努めている。また、これまではアドミッション・センターを中心に、本学のホームページについては随時改変を行っており、入学希望者へ向けた広報の改善を図っていたが、前回の更新から期間が空いたこともあり、令和7年度に全面改訂するための準備を進めている。

学生に対しての履修及び卒業に至る指導・支援は、入学時のオリエンテーション・ウィークでの教務ガイダンスから始まり、中間ガイダンスや後期教務ガイダンス、1年生から2年生に進級する際の「履修相談会」などを通して行っている。また、教員は、学科の教育目的・目標の達成状況を把握・評価するとともに、入学から卒業、就業を見通した一貫性のある履修及び卒業に至る指導を学生に対して行っている。その例として挙げられるものに実習がある。入学前からの系列保育園/こども園における「保育体験 Day」に始まり、1年次には4、5月の保育体験、6月以降の教育実習Ⅰ（月1回）、2、3月の保育実習Ⅰがある。2年次には規定の実習（6月の教育実習Ⅱ、8月の保育実習Ⅱ、Ⅲ）だけでなく、ゼミ単位で保育現場に出ることも多い。教員は学生の保育者としての就業を見通しながら、その都度一人ひとりの学修状況を確認し、指導を行っている。

1年次に科目を落とした学生など、学習上の悩みなどがある学生に対しては、年度開始前に「履修相談会」を実施し、本人の今後の進路希望等を聴きながら、個別の時間割を作成するなどし、細やかにサポートしている。その上で、学習上の悩みなどの相談に対しては、担当教員を中心として、職員も含めた体制で、個別に対応している。

基礎学力が不足する学生に対しては、学校生活や授業への出席、授業の理解度に合わせて、1年生は保育内容演習、2年生はゼミの担当教員が、個別に細やかにサポートを行っている。

優秀な学生に対しては、より専門知識と技術の向上を目指して担当教員が論文を紹介する等、個別指導している。

図書館には専門的職員が配置され、原則的に授業期間中は授業に応じた時間帯で開館しているが、学生の利用状況に応じて柔軟に対応している。館内の蔵書は保育関係の資料を中心に構成され、学生の学習向上のために年度当初にシラバスに記載された参考文献を整備したり、専任教員の推薦図書のコーナーを設置したり、就職担当教員と協力して就職活動に役立つ資料の充実に努めている。具体的には、館内の展示コーナーで、専任教員の推薦図書や季節に応じた絵本、紙芝居等を月替わり、絵本については日替わりで紹介している他、新着絵本や、特設コーナーとして学生たちの動向に関連したテーマ（実習・現代社会論・フィールドワーク・就職等）に対応した資料を展示し、学生への利便性を高めている。なお、図書館にない資料についてはリクエストをすることができ、国会図書館など他館への複写依頼にも応じている。授業内容や実習、就職活動など、その時々に関連した本を「おすすめコーナー」で随時紹介している。図書館の蔵書についても、社会福祉や社会問題をテーマとしたコミック本の所蔵から始まり、現在では教職員による推薦コミック、教員の専門性に沿ったテーマだけでなく、歴史、現代社会などをテーマにしたコミック本を揃えて、学生が社会問題を身近に感じる工夫をしている。映像資料に関しても、国内外の社会的なテーマを扱った作品を所蔵している。書籍に関しては、各教員の研究テーマ、興味・関心のある本を集めた棚を設けていることで、学びへの関心につなげている。

短期大学の2年間で、保育士養成課程を修了する教育課程となっている本学では、学生の海外への派遣（短期・長期の留学）については、現実的ではないため行っていない。これに近い取組としては、2年次教養科目の「フィールドワーク」（わくわく体験研修）がこれに当たる。これまで、カンボジア、ネパール、スペイン等へ1週間から10日間程度の短期研修旅行を実施していた。コロナ禍を経て、現在海外のコースはウィーンのみとなっている。

学習成果の獲得状況の量的・質的データは、教務委員会がまとめ、教授会で共有している。また、それに基づき、FD委員会で、授業方針や内容について随時検討を行っている。

【区分 基準Ⅱ-D-2 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。】

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。

- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受け入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

＜区分 基準Ⅱ-D-2の現状＞

学生の生活支援のために、学生生活委員会の教員を配置している。

担当教員は、短大生活に関する学生の相談に応じたり、行事や式典に関する準備を中心として行ったり、学友会主催のイベントやサークル活動に関するサポートを行ったりしている。具体的には、学生の中から選出される学友会役員及びイベントの都度組織される実行委員会と協力しながら、サークル活動や学園祭等の学生が主体的に参画する活動が円滑に行えるよう支援している。令和5年度には、新たな学友会室を設置し月1回程度は、学生生活委員と学友会役員で会議を行っている。

コロナ禍を経て、令和5年度からサークル活動を再開している。令和5年度は合唱サークル、ダンスサークル、軽音楽サークルの3つを立ち上げた。サークルの立ち上げにあたり、本学2号館にサークル用のロッカーを設置し、サークルの学生が自由に使えるようにした。令和6年度はダンスサークル、軽音楽サークルが引き続き活動している。主に学園祭や明德は歌う、卒業パーティなどでも披露している。

学園祭に関しても、コロナ禍を経て、令和4年度から小規模で再開し、令和6年度から本格的に実施している。地域子どもたちやその家族、学生の家族・友人などが参加し約300名～400名の規模となっており、8月上旬に開催している。加えて高校生向けのオープンキャンパスも連動して行っている。その他の取組みとして、スポーツ大会があるが、会場借用の問題があり、定期的な開催が難しかった。令和6年度は明德高校の体育館を期末テストのタイミングで借用し小規模ながらも実施することができた。

財政上・また敷地規模の上からも、学生全員が入れる食堂や売店の設置は極めて困難であるが、令和2年度末には、現状の学生ホール（学生食堂）の改修を行い、居心地の良い空間を整備した。令和4年度は、全面的に対面授業を実施したことから、学生食堂の営業も開始された。学生食堂に、卒業記念品の複数の電子レンジとウォーターサーバーを設置して多くの学生に有効活用されている。また学生食堂に関して、運営会社へ補助を行うことで、学生がリーズナブルな価格で利用できる環境を確保している。一方で近年、価格等の要因もあり、学生食堂の利用者が減ってきている。そのためアンケートを実施し、充実した学生食堂のあり方を委員会で検討した。また、敷地内にヤマザキショップ（Yショップ）があり、気軽に軽食等を変えるようになったことから、学生食堂一ヶ所に学生が固

まらず分散できている。第 51 回生（令和 3 年度卒業生）から第 53 回生（令和 5 年度卒業生）は、新型コロナウイルス感染予防対策として最新の空気清浄機を卒業記念品として寄贈し、快適な学生生活の一助となっている。令和 6 年度には学生が空き時間に気軽に勉学に励めるよう PC 教室を学修室とし自習を集中して行えるようにした。また充電箇所の拡大に伴い学修室も充電可とした。

入学希望者の多くは実家からの通学が可能であり、必要性がないため学生寮はない。実家が遠方（県外及び県内遠隔地出身）のため一人暮らしをする学生に対しては、「一人暮らし応援制度」を設け、経済的な援助（月額 1 万円）をしているが、学校として賃貸住宅のあっせんはしていない。

本学の最寄り駅は京成電鉄千原線の学園前駅であり、その他にも JR 外房線の鎌取駅・蘇我駅などが利用されている。JR の両駅とも本学から離れているため、路線バスを利用することとなる。学内には駐輪場を設置し、自転車・原付での通学が可能である。また、交通の便の悪さを理由としたバイクや自動車による学校までの通学は、年度の初めに学生から申請をし、必要性等について学生生活担当教員が面談で確認した上で適当と判断した場合に認めている。（＊専用駐車場あり）

様々な事情により学費の納付が困難な学生には、高等教育の修学支援新制度、日本学生支援機構（貸与型）などの奨学金、保育士修学貸付金制度について、学内での説明会を実施し、希望者を募っている。また、一定の条件を満たしていれば、本学独自の奨学金も貸与・給付を行っている。

健康管理やメンタルヘルスケア・カウンセリングについて、平成 27 年度に保健室を設置し、平成 28 年度からは職員が常駐している。なお、メンタルヘルスケア及びカウンセリングについては、月に数回、学園にスクールカウンセラーが来校しており、短大の教職員及び学生からの相談も受け付けている。学生の中には、医師から適応障害や双極性障害、発達障害の診断を受けており、本人の能力、特性に応じた合理的配慮（基準Ⅱ-B-3（13）に記載）に努めている。1 年生には「教育実習（幼稚園Ⅰ）」、2 年生には「専門総合演習・卒業演習（ゼミ）」の担当教員が、個々の学生の担当者として短大側の窓口となり、学校生活全般から卒業後の進路に至るまでの意見や要望についても聴取するように努めている。

令和 4 年度から、短期大学生調査や就職支援に関するアンケートを実施し、本学の学生生活や生活習慣等も含め、学生の実態と要望を吸い上げて、今後の改善につなげていく取り組みを実施している。

積極的には、留学生を受け入れていないため、体制は整っていない。ただし、令和 4 年度から令和 6 年度にかけて 1 名の留学生が在籍していた。入学試験時より、2 年間ではなく 3 年間での免許・資格取得を目指すことを学生自身と共有し、計画どおりに達成している。今後についても、希望者個人の事情を踏まえて、個別対応することとなる。

従来の社会人特別入試に加え、平成 27 年度より離職者等再就職訓練（長期高度人材育成コース）の受託を受け、「訓練生」の受入れを開始している。その際に、「訓練生」を受け入れるための体制を整えている。これはハローワークからの委託を受けて行っているもので、訓練生は本学の学生として入学し、通常の学生と同様の教育課程を受けて保育士資格や幼稚園教諭免許を取得することになっている。

障がい者の受入れについては、車いす用のトイレや玄関前のスロープはあるが、学内には段差が多く、また、廊下や教室内の通路も狭く、エレベーターも設置していないため、バリアフリーな環境設備には課題がある。令和7年度には、学園が設立100周年を迎えるため、周年事業として、エレベーターを設置するなどのバリアフリー化の計画が進んでいる。

学生の社会的活動は、「専門総合演習・卒業演習（ゼミ）」等の授業を中心として、サークルや個人の活動として行っている。具体的には、近隣の保育所・幼稚園・社会福祉施設等の行事や地域のイベントに参加している。このような学生のボランティア活動を促進するため、専用の掲示板を設置し、斡旋している。また、学園内の総合保育創造組織の園において、ボランティアやアルバイト等を積極的に斡旋している。例えば以下の園、施設で実施した。加えて、本学ではオープンキャンパススタッフへの参加率が高く、学生が学校の魅力や保育の面白さを自分なりの言葉で高校生やその保護者に伝える場となっている。こうした学外の活動を行っている学生については、学業成績とも合わせた上で、卒業時における様々な表彰選考において評価している。前期・後期の終わりには「音楽表現演習」の授業の一環として、「明德はうたう」という学内コンサートも実施している。授業の一環ではあるが、履修学生だけではなく、音楽表現演習を担当する教員、その他の有志教職員によるピアノ演奏やバンド演奏、有志学生らやダンスサークル等が参加し、様々なジャンルの音楽・歌・ダンスなどの発表の場として機能している。令和6年度は、千葉明德中高吹奏楽部、附属幼稚園保護者アンサンブルサークルなども参加し、交流を図っている。本学の2年次卒業必修科目である「専門総合演習・卒業演習（ゼミ）」における一つのゼミの主活動、また、選択科目である「フィールドワーク」の活動の一つとして、手話合唱によるコンサートを広島県福山市の鞆こども園、千葉市の認定こども園千葉明德短期大学附属幼稚園、オーストリア・ウィーンのKids United Kindergarten、千葉市のふれあい福祉フェスティバル、千葉明德学園100周年記念事業、12月八街市の明德やちまたこども園で実施している。

〔区分 基準Ⅱ-D-3 進路支援を組織的に行っている。〕

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科又は専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-D-3の現状>

就職（進路）支援の体制としては、教員2名、職員2名が担当しており、毎月定期的に会議を実施して連携を図っている。就職支援には、全体での支援と、守秘義務を前提とした個別の細やかな支援が必要であると考え、「就職相談コーナー」で対応した学生の就職活動の進捗状況やその時々の方持ちの揺れ動きについては、学生との面談後に担当教職員がクラウド上に記入し、就職支援担当間での情報共有を図っている。就職試験を受ける

際には、学生は事前に「専門総合演習・卒業演習（ゼミ）」担当教員と履歴書を基に面談をし、「受験申込書」に教員のサインを得てから就職担当へ提出することになっている。そのため、学生が就職試験に臨むにあたり、複数の教職員が協働して学生の就職相談や支援ができる体制を取っている。就職状況については、クラウド上で共有した上で、教授会で報告し、協力体制を整えている。

就職支援のための施設として、事務室前には各園や施設のパンフレット、地域別の求職票や過去に受験した学生が記載した「受験報告書」（備付-21）等が常設されている。その時々学生のニーズに合わせ、担当職員が事務室前に、就職活動に向けた流れや就業に対する疑問に答えるポスターなどを作成して掲示している。令和3年度より、事務室とは独立した「就職相談コーナー」を設けている。予約制にはせず、学生が気軽に相談等ができるフリースペースとし、学生も積極的に利用している。

昨今、経済的な事情から千葉県社会福祉協議会が行なっている保育士修学資金貸付制度を利用している学生が多く、返還免除の条件として指定された保育所等で規定年数継続して働く等、卒業後の進路が限定されている。それらをはじめとした就業に関する重要事項に関しては、教授会や「専門総合演習・卒業演習（ゼミ）」担当教員と共有しているだけでなく、実習担当教員とも情報を共有し連携することで、学業や実習での様子・評価を勘案しながら学生一人ひとりに合った就職先を斡旋することが可能となっている。就職活動が本格的に始まる前の9月には、県内の幼稚園・保育所が来校し、各園の保育内容について説明する「保育内容説明会（旧：就職説明会）」を実施している。参加園には、同説明会が就職の斡旋ではなく、各園の保育内容を重点的に説明し、学生が理解することが結果的に就業につながることを強調し、令和3年度より名称を「就職説明会」から「保育内容説明会」と改めた。令和6年度は、参加園は68園（千葉市民間保育園協会：20園、系列園：6園、私立幼稚園：10園、近未来保育研究所：32園）、全2年生に参加を促した。例年、2年生は全員参加しており、平成30年度より1年生の参加も可能とし、就業に対する意識を早い時期から高めるよう促している。また、求人票の開示方法は、令和2年度までは紙の求人票を掲示する方法だったため、学生は学校に来なければ求人内容を確認することができなかったが、令和3年度からは、緊急時でも就職活動が滞ることがないように、学生が学校以外でも求人内容を確認できるようなオンライン環境を整備している。

学生への就職支援は、単なる就職活動に終わらず、就業に至り働き続けられる人材を育成するため、自己理解、職業意識、就労観の醸成が必要であると考え。そのため、教育課程の中では、年間を通じて就業意識を高めるために、教養科目として、1年生後期の「キャリアデザインⅠ」、2年生前期の「キャリアデザインⅡ」、2年生後期には授業ではないが「キャリアガイダンス」として実施している。各授業では、自己理解につながるワークシート作成、学生の育った地域の幼稚園・保育所・施設等の調査、生涯を通じたさまざまな働き方や労働法、ハラスメントについての講義、卒業生を招いた講演会等を扱っている。また、授業では就職までの流れを網羅した本学オリジナルの「就職ハンドブック」を配布し、活用している。学生は、こうした授業を含む本学の教育課程を経て、卒業の際に「幼稚園教諭免許」「保育士資格」を取得し、関連する職場に就職していく。そのため、実習を始めとする通常の授業に着実に出席し学んでいくことが就職対策であると言え、その支援が就職支援にもつながっている。本学の就職支援は、在学中だけではなく、卒業後

も実施している。例えば、数年前まで、特に社会福祉施設での離職者が多かったため、本学の元教員である協力員が就業先を定期的に訪問し、卒業生の様子を確認したり面談したりしている。また、実習時の訪問指導の際には、卒業生の様子を確認するとともに、声をかけ、様子を伺うようにしている。加えて、卒業生が職場や保育について迷いや悩みが生じた際や、退職・転職を考えている際には、随時相談を受け付けている。これは、就職支援担当職員が担うこともあるが、それまでに関わりの深かったゼミの担当教員も随時受け付けており、そこで得た情報については、就職担当教員と共有し、その後教授会等で全体でも共有している。また、そのような相談の中で、保育についてさらに学びを深めたいと申し出る卒業生に対しては、研修生制度や4年制大学への編入なども勧めている。卒業生と学生とのパイプを強めるために、複数の授業へゲストスピーカーとして卒業生を招聘している。2年生前期の「キャリアデザインⅡ」や後期の「保育・教職実践演習（幼稚園）」の授業では、ここ数年毎年卒業生をスピーカーとして招いている。加えて、子育て支援施設・たいむでは卒業生を職員として迎え、卒業生は子どもや学生の育ちを支えながら、自身の現場復帰の道にもつなげている。対人援助職である保育士・幼稚園教諭の採用試験において必ず実施される面接については、就職活動が本格的に始まる時期に、就職担当教職員が「模擬面接」を実施している。県の保育士職や各自治体の保育士・幼稚園教諭職を希望する学生に対しては、1年次後期から2年次前期にかけて、週1コマの頻度で「公務員試験対策講座」を開講している。この講座は、一般教養試験を行っている幼稚園や保育所を受験する学生にも対応することができている。多くの幼稚園や保育所の採用試験で行われるピアノについては、「ピアノ試験対策講座」を行っている。この講座は、本学の専任教員が担当し、実際の試験を想定した内容となっている。

2年間を通じた就職支援に対して、卒業前の学生に就職支援についてのアンケートを実施している。これらの集計結果は、就職支援担当教職員で分析し、課題や改善点の検討を行い、支援を向上できるようにしている。また、3月の就職前研修の回数、内容等について学校が把握するために、令和3年度より学生にアンケート（備付-13）を取り、学生から受けた相談については就職担当教員が直接就職先に連絡して調整を行っている。卒業時の就職状況については、就職決定率、月ごとの求人情数と就職決定数、就職先の種別等をまとめ、その年の傾向等を分析している。そして、就職支援の際には、前年度の数字と比較し、学生の動きが遅い月には斡旋を強化するなどの対応をしている。令和5、6年度の就職率については下記の通りであった。

表Ⅱ-D-3-1. 就職先比率

	令和5年度		令和6年度	
	人数	比率	人数	比率
卒業者数	111		88	
斡旋希望者数	96		83	
就職決定者数	96		83	

就職決定率		100.0%		100.0%
幼稚園	7	7.3%	4	4.8%
認定こども園	19	19.8%	14	16.9%
保育所	41	42.7%	37	44.6%
認可外保育施設	2	2.1%	3	3.6%
福祉施設	17	17.7%	16	19.3%
公務員（保育士）	4	4.2%	6	7.2%
公立臨時採用	0	0%	0	0%
一般企業等	6	6.3%	3	3.6%

就職後の学生の動向や離職については、教員が実習巡回時に卒業生の状況を確認したり、卒業生及び施設向けに行っているアンケート調査の結果をもとに、就職先や学生の傾向を分析・検討したりして、学生の就職活動に活かしている。

進学（4年制大学への編入等）については、情報を就職担当教員が受け持つ授業「キャリアデザインⅡ」内で知らせるとともに、掲示で公開している。また、相談があった場合は、その学生の「専門総合演習・卒業演習（ゼミ）」担当教員と連携して対応している。留学については、ワーキングホリデーや語学留学を希望する学生からの相談に就職担当教員が対応している。

<テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の課題>

Ⅱ-D-1 の課題

学習上の悩みなどの相談は、担当教員を中心として、職員も含めた体制で、個別に対応しているが、記録を作成するなど、さらに全体として共有するような仕組みを作っていく必要がある。教務情報及び面談の記録を一覧にしたデータを教員間で共有できるようにし、毎月の教授会等で確認を行うようにしていく。短大内のみならず、学園のカウンセラー等とも連携を取り、常に短大としての立ち位置、方針を明らかにしておく必要がある。

Ⅱ-D-2 の課題

令和2年度の学生ホール整備に続き、令和4年度には、学生ホールの外の空間にウッドデッキのステージと、附属幼稚園の二つの園舎を結ぶ遊歩道が完成した。この空間を、食堂だけでなく、様々なイベントなどに活用していくことが課題である。学園祭は、例年、準備を進めるにあたって十分な時間を確保できないという課題もあり、開催日や準備期間のあり方について検討の余地がある。通学に関して、鎌取駅・蘇我駅からの路線バスは、十分な本数の確保がなされていないため、中学・高校との共同利用等も検討する必要がある。学生からの意見や要望の聴取については、原則として全専任教員が「専門総合演習・卒業演習（ゼミ）」の担当となり、全学をあげての学生生活支援の仕組みが構築されてい

るため、今後も継続していきたい。FD（・SD）研修会等を通じて、学生対応や学生支援に関する研修等に取り組むことが求められている。奨学金等の学生への経済的支援についても、「貸与」がほとんどであり、「給付」型の奨学金の検討も進めていく必要がある。

Ⅱ-D-3 の課題

卒業生が保育者という仕事にやりがいを感じ、長く働き続けるためにも、ミスマッチのない就職支援を求めたい。そのために、まず1つ目は、多くの学生が保育士修学貸付金制度を利用することにより、貸付金の減免のために就職先が限定されてしまうことから、アドミッション・センターと協働して学生募集の段階からどのように説明するのかを再度、検討する必要がある。次に、令和3年度より「保育内容説明会」にて実施した保育現場との意見交換会は、情報や意見を共有できる有意義な会となっていることから、就職先への卒業生訪問を含め、今後も就職1年目の卒業生へのサポートのあり方等の対話を深めていきたい。

＜テーマ 基準Ⅱ-D 学生支援の特記事項＞

特になし。

＜基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画＞

（a）前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

教員、学生の更なるコンピュータ活用のための教育環境の整備については、コロナ禍以降、飛躍的に整備が進んでいる。卒業後、保育者として必要とされる ICT 活用能力について今後も検証しながら、授業内容にも反映させていく必要がある。

入試・募集に直結する広報活動について、今まで以上に、本学の学びを十分理解した学習意欲の高い入学者を確保するために、ホームページをリニューアルし、本学の教育の目的や学習方法を強い魅力として受験生に伝えられるように改善を図っている。その結果、令和2～4年度の入学定員（120名）は確保できたが、令和5、6年度は大きく入学定員を割り込んでいるため、SNSの活用含め、広報活動により力を入れる必要がある。

学習成果と達成状況の「見える化」の仕組みとして、シラバスに「カリキュラム・マップ」や科目ごとの成績評価の基準を掲載している。またGPAを算出し、教授会での共有、学生自身の成績への掲載を行っている。

ガイダンスについては、教務委員と学生生活委員を中心に、前期・後期の期初・期中に計4回実施し、学生が自分で考え行動し、学生生活も自ら充実させて作り出していくものであることを伝え、短大生としての学びと生活への理解を促している。

キャンパス・アメニティについては、学生生活委員が学友会を通じて学生の意見を聴取し、施設改修委員会と連携しながら、充実を図るよう努めている。

（b）今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

次回の教育課程の改訂の際には、単位の実質化を図るための、CAP 制の導入を見据えたものにする必要があるため、事前に検討を進めておく。

18歳人口の減少、保育系進学希望者の減少、短大進学希望者の減少という逆風の中で、継続して入学定員を確保するために、本学の魅力のみならず、保育という職業の魅力を今まで以上に積極的に発信する必要がある。保育の魅力は主に高校1、2年生対象の進路ガイダンスやオープンキャンパス、保育体験会の他、InstagramやTikTok等のSNSで画像や動画を使って発信する。また、本学の魅力は、学校案内、高校3年生対象の進路ガイダンス、ホームページ、高校訪問、オープンキャンパス、SNS等での広報を行っていく。保育を学ぶ学校が少ない東北や上信越の一部地域に対しても、高校訪問や会場ガイダンスを通して本学の魅力を積極的に発信していくことを模索する。

学習成果と達成状況については、半期科目が増えたことにより、自身の達成度の「見える化」が進んでいるが、この結果を意欲の向上につなげるような取り組みを検討する。さらなる学習成果に結びつくよう、「育てる保育者像」と実際の学生とを照らし合わせ、学生の学習状況・生活状況のデータベースの作成等図っていききたい。更に、GPA等の指標を利用し、学生生活、学習環境の問題の早期把握、面談等対処をより早急かつ的確に行えるような体系化を検討したい。また、GPAだけでなく、さらなる多様な定性的・定量的、主観・客観を組み合わせた多面的な測定手法の検討および学内外への公表が必要となる。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

様式 7－基準Ⅲ

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

<根拠資料>

提出資料-規程集 6 学校法人千葉明德学園 事務組織規程

- 11 学校法人千葉明德学園 就業規則
- 12 学校法人千葉明德学園 期限付雇用教職員就業規則
- 13 学校法人千葉明德学園 パートタイム職員就業規則
- 14 学校法人千葉明德学園 休暇規程
- 15 学校法人千葉明德学園 病気休暇規程
- 16 学校法人千葉明德学園 休職規程
- 17 学校法人千葉明德学園 育児休業規程
- 18 学校法人千葉明德学園 介護休業規程
- 19 学校法人千葉明德学園 労働安全衛生委員会規程
- 24 学校法人千葉明德学園 事務職員の資質向上活動(SD)に関する規程
- 25 学校法人千葉明德学園 事務職員の資質向上活動(SD)に関する規程細則
- 28 学校法人千葉明德学園 給与規程
- 29 学校法人千葉明德学園 給与規程細則
- 30 学校法人千葉明德学園 超過勤務手当支給に関する規程
- 31 学校法人千葉明德学園 退職金支給規程
- 32 学校法人千葉明德学園 退職金支給規程細則
- 34 学校法人千葉明德学園 定年規程
- 35 学校法人千葉明德学園 定年退職者の再雇用に関する規程
- 37 学校法人千葉明德学園 扶養家族手当支給細則
- 38 学校法人千葉明德学園 住宅手当支給細則
- 45 千葉明德短期大学 組織規程
- 48 千葉明德短期大学 各種委員会規程
- 49 千葉明德短期大学 FD・SD 委員会規程
- 52 千葉明德短期大学 教員任用規程
- 53 千葉明德短期大学 教員任用細則
- 54 千葉明德短期大学 非常勤講師に関する規程
- 55 千葉明德短期大学 非常勤講師に関する規程細則
- 57 千葉明德短期大学 任期付教員に関する規程
- 59 千葉明德短期大学 「研究費」「特別教育活動費」「学会費と学会出張費」取り扱い要領
- 61 千葉明德短期大学 特別任用教員に関する規程

備付資料 27 専任教員の個人調書（教員個人調書[様式 21]、教育研究業績書[様式 22]）

- 28 非常勤教員一覧表（[様式 23]）
- 29 専任教員の年齢構成表
- 30 千葉明德短期大学研究紀要第 41 号（令和 2 年 8 月 31 日）
- 31 千葉明德短期大学研究紀要第 42 号（令和 3 年 3 月 25 日）
- 32 千葉明德短期大学研究紀要第 43 号（令和 4 年 3 月 25 日）
- 33 千葉明德短期大学研究紀要第 44 号（令和 5 年 3 月 25 日）
- 34 専任職員一覧表
- 35 令和 2 年度～令和 4 年度 FD 活動報告
- 36 令和 2 年度～令和 4 年度 SD 活動報告

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づき教員を配置している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科又は専攻課程に必要な教員を配置している。
- (2) 短期大学及び学科又は専攻課程の専任教員又は基幹教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 教育課程編成・実施の方針に基づき専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）又は基幹教員とその他教員を配置している。
- (4) 専任教員又は基幹教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (5) 非常勤教員又は基幹教員以外の教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づき指導補助者を配置している場合は、適切に実施している。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

本学は、保育創造学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて必要な教員組織を編成しており、短期大学設置基準に定める教員数（学科の種類及び規模に応じる専任教員数は 10 名、短期大学全体の入学定員に応じる専任教員数は 3 名で合計 13 名）を配置し、必要とされる 3 割の教授数（4 名）に対しても 4 名の教授を置いている（令和 6 年 5 月 1 日現在）。更に、幼稚園教諭 2 種免許状、保育士資格を取得するための教員組織にもなっており、各々教職課程認定基準、指定保育士養成施設の指定基準を満たしている。

専任教員は主として専門分野に配置し、専任教員では対応できない科目には非常勤講師を配置している。具体的には、実習科目（教育実習、保育実習）や、「保育内容演習」、「専門総合演習・卒業演習（ゼミ）」は、必ず専任教員が担当している。一方、保育系の枠に留まらず、現実の社会のあり様、社会への理解を目指す科目については、非常勤講師が担当し、各々の得意分野での知識・経験を活かした授業を展開している。

専任教員の職位の基準は、「千葉明德短期大学 教員任用規程」（提出-規程集 52）「千葉明德短期大学 教員任用細則」（提出-規程集 53）に定めており、これらの規程・細則に定める教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。

非常勤講師の採用は、専任教員に準じて、教員任用資格審査委員会において厳正に審査され、学長へ答申された後、学長が任用を決定し、理事長に報告される仕組みとなっている。

現状の教育課程において、専任教員（備付-27）と非常勤講師（備付-28）によって適切に対応できているので、指導補助者は配置していない。

【区分 基準Ⅲ-A-2 教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育研究活動を行っている。】

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員又は基幹教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等）は教育課程編成・実施の方針に基づき成果をあげている。
- (2) 専任教員又は基幹教員は、科学研究費補助金等の外部資金を獲得している。
- (3) 専任教員又は基幹教員の研究活動に関する規程等を整備し、研究環境の整備に努めている。
- (4) 専任教員又は基幹教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員又は基幹教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員又は基幹教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (7) 専任教員又は基幹教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

専任教員は、保育創造学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて、各自の専門領域のほか、授業と直結した研究等を行っている。主な研究成果は、所属学会等を通じて発表している論文や「研究紀要」（備付-30、31、32、33）（原則として毎年1回発行）で公表されている他、本学のホームページ「教員紹介」にも概要を記載している。

令和3年度まで、少額であるが講師1名による科学研究費補助金（以下、「科研費」という。）の助成を受けることとなっていたが、担当教員の育児休職にともない、期間が延長されている。また、他大学の教員との共同研究者として講師1名が令和2年度から令和4年度まで科研費を獲得している。

専任教員の研究活動は、「千葉明德短期大学 「研究費」「特別教育活動費」「学会費と学会出張費」 取り扱い要領」（提出-規程集59）に基づき、年間20万円までの「研究助成金」が申請により、支給されている。現学長が就任してから、これまで任意であった「研究（助成金）の申請」が必須となっている。経費については、申請しなくても構わないが、研究テーマを決めて、年間を通して「研究」を行うことを、助教以上の専任教員に義務付けている。年度当初の4月、及び年度末の2～3月には、一人一人と、研究の進捗や成果等についての面談を行っている。他に、2件までの学会費（年会費、学会発表料、資料代、旅費交通費等）が事前に申請することにより認められている。また、特段の規程はないが、海外での学会・国際会議等への出席についても申請の上で認められている。

専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みとして、毎年科研費応募開始時期となる10月上旬に、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、コンプライアンス研修を行っており、受講した専任教員からは「科学研究費補助金の使用にあたっての誓約書」の提出を求めている。

専任教員（非常勤講師を含む）の研究成果を発表する機会として、毎年1回年度末に研究紀要を発行している。研究成果の発表の場の拡大を目指し、令和2年度は、前期・後期の年2回の発行を行ったが、令和3年度以降については従来の年1回発行に戻っている。

講師以上の専任教員は、毎週1日の「自宅研修日」を保障されている。他にも、学生の夏季休暇等の期間を活用して研究等を実施している。ただし、全体的に授業コマ数や校務の負担が重く、毎週決まった曜日に自宅研修日を取れなくなっている現状がある。令和2年度から、新しい雇用管理のシステムを導入し、教員の働き方に関する情報収集を行いながら、あるべき教員の働き方を検討し、令和3年度から、裁量労働制に移行している。

【区分 基準Ⅲ-A-3 学習成果の獲得が向上するよう事務職員等を配置している。】

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 事務職員等は、事務等をつかさどる専門的な職能を有している。
- (2) 事務職員等の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (3) 事務関係諸規程を整備している。
- (4) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (5) 日常的に業務の見直しや事務処理等の点検・評価を行い、改善している。
- (6) 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

本学では、専任事務職員の異動がほとんどないため、結果として業務に精通することになっていたが、別の見方をすると、業務が特定の個人に固定されてきたことになる。その解消のために、平成27年度から業務の見直しによる、人員の異動、グループ編成の改編を実施している。平成30年度には、4月に1名、11月に1名の専任事務職員を採用し、より良い学習環境、バックアップ体制を念頭に置いたグループ体制を構築しているが、長年勤務していた専任職員が2年（令和2・3年度）続けて退職しており、その後任についても、短期間での退職、異動が続いており、引き継ぎで精一杯の状況となっている。今後は、職員個人の能力向上とともに、業務上のノウハウを蓄積し、部署で共有化することが必要となる。

しかしながら、令和7年度の入学予定者数の大幅な減少により、職員数を減らすことを余儀なくされている。（備付-34）。

「千葉明德短期大学 組織規程」（提出-規程集 45）で、事務体制・分掌業務が規定されている。他の必要な規程は、学園の規程として整備されている。

事務室内の情報機器は、コピー機等の事務関連備品についても十分に整備されている。

日常業務の見直しについては、各グループの単位で行っている。担当者変更の際に、業務内容の洗い出しや整理を行い、業務の省力化・簡素化を図っている。

在学時についても、卒業後についても、「千葉明德学園 文書取扱規程」に基づき、個々の学生の様々な情報（＊「学籍簿」「成績簿」の永久保存など）は、適切に保管されている。

【区分 基準Ⅲ-A-4 学習成果の獲得に向けて、教職員の役割や責任を規定している。】

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 教職員相互の役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保している。
- (2) 教育研究活動等に係る責任の所在は明確である。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

本学の事務組織は、事務室を中心として、アドミッション・センター、図書館、保健室、から成り立っている（※一部教員を含む）。事務室には、事務長の下、業務のまともごとにグループリーダーを置き、責任体制を明確にしている。他の部署についても、各部署の長の下に、スタッフが配置されている。

事務室内のグループとアドミッション・センターは、原則として教員の各種委員会（教務、学生生活、入試募集広報）と連携することを通じて、学生の学習成果の獲得・向上を支えている。

【区分 基準Ⅲ-A-5 教職員等の資質、教育能力、専門的能力等が向上するような組織的な研修を実施している。】

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 教職員のSD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (2) 教員のFD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
①教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (3) 指導補助者の研修に関する規程を整備し、適切に実施している。

<区分 基準Ⅲ-A-5 の現状>

本学は、平成27年度にSDに関する規程を新設し、計画的な活動をスタートさせている。また、法人としても、「学校法人千葉明德学園 事務職員の資質向上活動（SD）に関する規程」（提出-規程集24）「学校法人千葉明德学園 事務職員の資質向上活動（SD）に関する規程細則」（提出-規程集25）を平成28年4月1日付で新設し、計画的にSDを実施する体制を整えている。その後、平成29年4月1日の「大学設置基準」の改正によって、SD活動が義務化され、かつSD活動の対象が「職員」だけではなく、「教員」も含まれることになったため、職員を対象とする「千葉明德短期大学 SD委員会規程」を廃止し、新たに教職員を対象とする「千葉明德短期大学 FD・SD委員会規程」（提出-規程集49）を策定し、体制を整備している。職員の知識・技能向上のため、文部科学省関係の各種説明会や日本私立短期大学協会、千葉県私立大学・短期大学協会等の研修会・セミナーに積極的に参加し、スキルアップを図っている（備付-36）。更に、各々の成果を学

内で教職員を対象に発表する機会を設けており、学内での情報の共有化及び教育研究活動の等の支援を行っている。

FD・SD 合同の研修会では、教職員に共通のテーマ（合理的配慮の必要な学生への対応や、災害時の危機管理等）についての現状と課題を共有している。令和5年度は、第三者評価実施年にあたり、点検評価報告書の最終確認や、実施後の結果報告を実施している。令和6年度では、新たな取組としての「潜在保育士研修」や「教育実習（幼稚園Ⅱ）の通年化」について、本学の教育のあり方や課題を検討し共有している。

また、教員のFD活動については、各種委員会規程（提出-規程集48）に基づき、FD委員会を常設し活動を行っている（備付-35）。具体的には、定例の教授会後にFD委員を中心として、本学の教育実践についての報告、検討を行い、その結果に基づく改善案の検討及び実施の促進を行い、本学が行う教育研究活動及び学校運営の向上を図っている。具体的には、各教員の研究的関心の共有が共同研究の実現に繋がったり、また、近接領域の科目担当者同士での話し合いが、授業の関連や学生の学びの蓄積に結びつくような工夫が編み出されたりといった成果を得ることができている。

先に述べたように、「指導補助者」については、配置していないため、規程も整備していない。

【区分 基準Ⅲ-A-6 労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。
- (4) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づき適切に行っている。

＜区分 基準Ⅲ-A-6 の現状＞

教職員の就業に関する諸規程は、以下のとおり学園全体を対象とした規程と短期大学を対象とした規程に整備されている。

【学園】

「学校法人千葉明德学園 事務組織規程」（提出-規程集6）、「学校法人千葉明德学園 就業規則」（提出-規程集11）、「学校法人千葉明德学園 期限付雇用教職員就業規則」（提出-規程集12）、「学校法人千葉明德学園 パートタイム職員就業規則」（提出-規程集13）、「学校法人千葉明德学園 休暇規程」（提出-規程集14）、「学校法人千葉明德学園 病気休暇規程」（提出-規程集15）、「学校法人千葉明德学園 休職規程」（提出-規程集16）、「学校法人千葉明德学園 育児休業規程」（提出-規程集17）、「学校法人千葉明德学園 介護休業規程」（提出-規程集18）、「学校法人千葉明德学園 労働安全衛生委員会規程」（提出-規程集19）、「学校法人千葉明德学園 給与規程」（提出-規程集28）、「学校法人千葉明德学園 給与規定細則」（提出-規程集29）、「学校法人千葉明德学園 超過勤務手当支給に関する規程」（提出-規程集30）、「学校法人千葉明德学園 退職金支給規程」（提出-規程集31）、「学校法人千葉明德学園 退職金支給

規程細則」(提出-規程集 32)、「学校法人千葉明德学園 定年規程」(提出-規程集 34)、「学校法人千葉明德学園 定年退職者の再雇用に関する規程」(提出-規程集 35)、「学校法人千葉明德学園 扶養家族手当支給細則」(提出-規程集 37)、「学校法人千葉明德学園 住宅手当支給細則」(提出-規程集 38)

【短期大学】

「千葉明德短期大学 教員任用規程」、「千葉明德短期大学 教員任用細則」、「千葉明德短期大学 非常勤講師に関する規程」(提出-規程集 54)、「千葉明德短期大学 非常勤講師に関する規程細則」(提出-規程集 55)、「千葉明德短期大学 任期付教員に関する規程」(提出-規程集 57)、「千葉明德短期大学 特別任用教員に関する規程」(提出-規程集 61)

上記の学園全体に関する規程は、学園のホームページ上で教職員向けに開示している。また、既存の規程を理事会等で改訂を行った場合についても、対象となる教職員に対して必ず通知している。

また、短期大学を対象とする規程についても、短大ホームページで最新の規程を開示し、いつでも内容を確認できるようにしている。既存の規程を改訂したり、廃止したり、新しい規程を作ったりする際は、教授会で教員自身が内容を検討・審議しているため、途中経過を含めて最新の情報が共有されている。一方の職員については、規程に限らず、教授会での審議結果等の報告をしており、情報共有に努めている。

人事については、法人事務局(総務課)が分掌している。先に挙げた規程のとおり、採用・退職・昇給・昇格・諸手当等は全て規程化されており、日常の就業管理は短大で行っている。

令和元年度より「働き方改革」の一環として、法人事務局主導のもと、教職員の実勤務時間の把握を目的としてタイムカード機材を学内に設置し、令和2年度には、ICカードによる勤怠システムに変更している。

専任教員の採用、昇任についても、「千葉明德短期大学 教員任用規程」「千葉明德短期大学 教員任用細則」に基づいて行っている。先に述べた非常勤講師の採用と同様な手順である。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

Ⅲ-A-1 課題

本学は、単科の短期大学であるため、教員の数が前記のように少ない。更に、教職課程と保育士養成課程を兼ねているため、定年等の退職者の代わりとなる教員には、教職課程での基準、保育士養成課程での基準等、いくつもの基準を満たすような人物が求められることになるため、採用活動が非常に難しい。そのため、まずは現在在籍している教員の定着を図り、本学の教育の継続性を担保することが必要である。次に、専門分野、年齢構成(備付-29)等、バランスのとれた教員組織となるよう中期的に計画を立てた上で、採用することが必要である。

しかしながら、近年の本学の入学定員減（令和7年度：120→100、令和8年度：100→80）にともない、専任教員数が設置基準を超えて在籍することが出てきている。これは、短大の財務的には大きなマイナスとなるため、減員の場合も中期的に計画を立てる必要がある。

Ⅲ-A-2 課題

教員の研究活動が全体としては十分とはいえなかった状況を改善するために、令和元年度より「働き方改革」に取り組み、令和元年度にタイムカード、令和2年度にICカードによる勤怠システムを導入し、勤務の「見える化」を実施し、その結果から、まずは教員への対応として、令和3年度より「専門業務型裁量労働制」を導入している。今後は、校務の合理化を進めるとともに、校務の負担が特定の教員に偏らないよう十分な配慮を行い、研究活動に時間を費やすことのできる体制に整えていく。また、「研究」を義務付けたことにともない、「研究」の成果を発表する機会を作ることが課題となる。

外部からの競争的資金の獲得者はいるものの、まだ十分であるとはいえないため、科研費等への申請件数自体を増やすための施策を考えなければならない。

Ⅲ-A-3 課題

本学の事務組織（事務室）は、多くの場合、ほぼ最小人員で業務行ってきたこともあり、退職以外での人事ローテーションが非常に困難であった。その結果、特定個人が特定業務を担い続ける一方、その業務をすぐに代替できる職員が他におらず、業務の代替性は非常に低くなっていた。これを少しでも解消するために、短大の中だけでも、人事ローテーションが図られるように、同一業務経験の長い職員を入れ替える等、業務の見直し、グループ編成の改編・人員の異動、新規専任職員の採用を行ってきたが、まだ十分に機能しているとはいえない中で、長年勤務していた専任職員が2年（令和2・3年度）続けて退職している。その結果、当初計画していた組織編成・人員配置はできず、欠員の穴埋め（補充）のみとなってしまう。その後、病気休職者、退職者が出て、これを補充するための異動者を受入れて、組織体制を整えている。

一方、アドミッション・センターは、募集業務が最重要課題ということもあり、人員数もやや多めに配置されていたが、令和5年度末での2名の退職者の補充が1名となり、更に、令和6年度末で、1名の退職があり、大きくマンパワーが減少している。

本来であれば、新規採用を検討する等の対応が必要であるが、入学者の減少により、本学の財政状況は大きく悪化しており、新たな人員の採用は非常に困難である。現状の人員で遂行できるように業務を見直すことや、教員との業務分担の見直しを行っていく。

Ⅲ-A-4 課題

令和3年度からの専任教員に対する「裁量労働制」の適用時に、教職員どちらでも出来る業務を原則として教員から職員へ移行している。その後の2年間では、あまり問題とはならなかったが、令和5年度からの入学者定員割れにより、人件費の削減を求められており、職員数を減らしている。その少なくなった職員で出来るように、全般的に業務を見直す必要がある。その際には、教員・職員の業務分担を再考することも検討する。

Ⅲ-A-5 課題

SD 活動については、「千葉明德短期大学 FD・SD 委員会規程」に基づき、FD 活動との連携を考慮し、短大組織全体の課題に取り組んでいくことと並行して、職員の知識・技能向上のため、各種協会等の研修会・セミナーに参加することを義務付ける等して、SD に取り組む意識の高まりを求めていく。また、法人全体での人材育成計画（人事ローテーション、昇任・昇格を含む）等に位置づけることも必要である。

FD 活動については、より効果的な教育改善に結びつく取り組みや、SD と合同で、学校全体の適正な運営に必要な情報共有をしていくことを今後も進めていく。

Ⅲ-A-6 課題

入学者の確保を最優先課題としたため、休日（土・日）における入試・募集活動が増加し、教職員の業務量が増大している。その他の業務も含めて、業務の見直しや効率化、人員配置の再検討を進めていく必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

提出資料-規程集 39 学校法人千葉明德学園 経理規程

備付資料 37 全体図、校舎等の位置を示す配置図、校舎間の距離、用途（室名）を示した各階の図面

38 図書館平面図

39 蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数、座席数等

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づき校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地は、学生間の交流等が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境を持ち、その面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他スポーツ施設、講堂及び寄宿舎等の厚生施設を設けている。
- (3) 校舎は、教育研究に支障のないよう、教室、研究室等必要な施設を備え、その面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地の敷地には、学生が交流、休息等に利用するのに適当な空地を有している。
- (5) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づき教室は、講義、演習、実験・実習又は実技を行うのに必要な種類と数を備えている。
- (7) 専任教員又は基幹教員に対して研究室を整備している。
- (8) 専門職学科においては、臨地実務実習その他の実習に必要な施設を確保している。
- (9) 通信による教育を行う学科又は専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (10) 教育課程編成・実施の方針に基づき授業を行うための機器・備品を整備している。
- (11) 図書館等を中心に教育研究上必要な資料を系統的に整備し、学生等に提供している。
- (12) 図書館等は、教育研究上必要な資料の提供に当たって必要な情報の処理及び提供システムの整備その他教育研究上必要な資料の利用を促進するために必要な環境の整備に努めている。
 - ①購入図書等選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ②資料の提供に関し、他の短期大学の図書館等との協力を努めている。
- (13) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

校地現有面積は 13,668 m²で、屋外運動施設の現有面積は 9,743 m²、校舎現有面積は 3,844 m²であるため、それぞれ短期大学設置基準を満たしている。（備付-37）

運動場は、附属幼稚園と共用で、体育館も中学・高等学校と共用となっているが、講堂は、専用に備えている。必要とする学生が殆どいないため、寄宿舍・学生寮は設けていない。

校舎についても、教育研究上必要な教室、研究室等を備えており、その面積は短期大学設置基準の規定を充足している。

校地には、学生が交流、休息等に利用するための空地として、中庭、学生ホールに隣接したテラス・ステージがあるが、十分な広さとは言えない。

学園全体でも、直近で設置された中学校を除いて、エレベーターなどの対応は遅れている。短期大学内もエレベーターの設置がなく身障者の垂直移動は困難であるが、身障者用トイレ、自動ドア、スロープの設置と徐々に対応をしてきており、令和7年の法人設立100周年記念事業の一環として、短大にエレベーターを設置することが計画されている。

授業を行う教室については、講義室、演習室、調理実習等を行える実験・実習室（サロンおゆみ）、講堂を備えている。身体表現等に対応できる教室（リズム室）及び講堂で、運動施設の代替としている。

専任教員には、研究室が割り当てられており（※一部2人部屋）、事務机、椅子、書架、パソコン、プリンターが貸与されている。

映像資料を授業内で使用するために、ブルーレイ再生デッキ、プロジェクター、パソコンがラウンジを除く各教室に設置されている。ミニコンボ等の音響機器が設置されている教室が3室、大教室（4室）にワイヤレスマイク及び受信機が設置されている。他にも、プロジェクター、ブルーレイ再生デッキ等が教員控室に常備されており、教員は必要に応じて、授業に持ち出して使用できる。学生用のピアノ練習室は15室、その他にピアノ等鍵盤楽器が設置されている教室が10室ある。

令和5年度入学生より、パソコン又はタブレットの学内携帯を義務付けたこと（*「高等教育の修学支援新制度」の第一区分に該当する学生には、学校で用意したiPadを無償貸与している。）により、従来の「PCルーム」を「学修室」に変更している。

これら機器・備品に不具合が生じた場合は、使用者からの報告を受け、職員が使用状況を確認の上、簡易なセッティング調整・修繕処理で改善されない場合は、総務グループの職員が修理の手配や買い替えの処理を行っている。

他にも、調理用の器具や沐浴人形等、「こどもの食と栄養Ⅰ・Ⅱ」、「子どもの保健（講義）」、「乳児保育Ⅰ・Ⅱ」等で使用する備品類、図画工作等造形表現の制作で使用する素材等の消耗品や道具類の教材・教具は、使用する教室内の倉庫及び教室内のキャビネットの中に保管し、管理を行っている。

図書館（備付-38、39）については、閲覧室と書庫をあわせ総面積207㎡を占め、適切な面積であるといえる。閲覧座席数28席、図書[うち外国書]31,438[81]冊、視聴覚資料1,363点を有している。（令和6年5月1日現在）特に絵本等を数多く所有しており、保育者養成校として教材は充実している。

ただし、購入図書を選定するシステムや廃棄のシステムはなく、専任教員からの推薦によるものが購入の中心となっており、廃棄処分を行う際にも、処分図書リストを教員が確認した上で行っている。資料の提供については、国立国会図書館を始めとして、他の大

学等の図書館と協定（相互利用協定 or 連携協力）を結んでおり、本学の図書館で見つからない場合でも、協定校？であれば対応可能である。

多様なメディアを高度に利用した授業については、今のところ同時双方向型（テレビ会議方式等）ではなく、オンデマンド型（インターネット配信方式等）で実施しているため、専用の教室等は整備していない。これに関連して、学生からの要望が多かった、短大内での Wi-Fi 環境の整備を令和元年度に行っているが、コロナ禍の後、想定以上に学生が学内の Wi-Fi 環境を使用することが多くなり、その能力が不十分であることが分かったため、令和 3 年度には機能を増強させて、学生の利便性を高めている。

〔区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

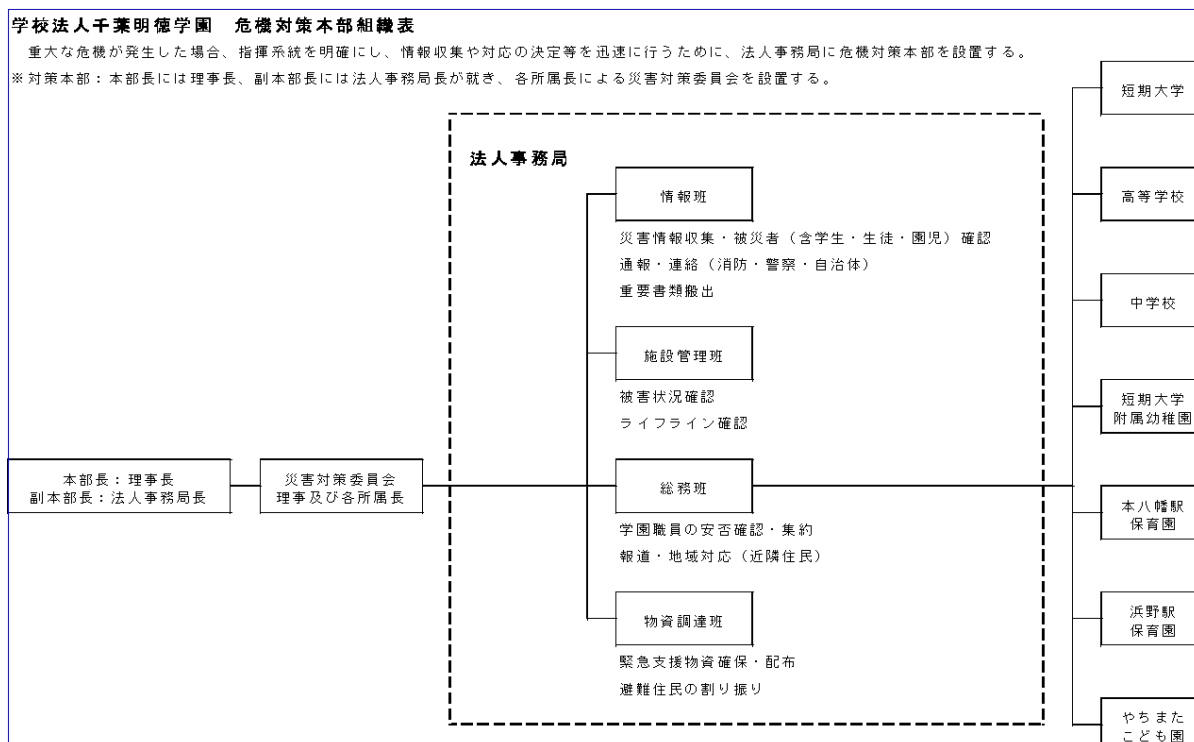
- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規程を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

＜区分 基準Ⅲ-B-2 の現状＞

固定資産及び物品について、固定資産の管理は「学校法人千葉明德学園 経理規程」（提出-規程集 39）第 5 章固定資産会計に、消耗品及び貯蔵品管理は同規程第 6 章物品会計に定め、適切に管理を行っている。

火災・地震対策、その他の危機管理については、重大な危機が発生した場合、指揮系統を明確にし、情報収集や対応の決定等を迅速に行うために、法人事務局に危機対策本部を設置する（下図参照）ことになっており、特に大規模地震、火災、不審者侵入に対しては「危機管理マニュアル」を定めている。また、通常、火災・地震対策として年 2 回の消防・避難訓練を学生・教職員共に行っている。また、本学園は、千葉市の広域避難場所に指定されており、災害用備蓄品も整備している。更に、平成 24 年には一部校地を災害時、避難所・避難場所とする「避難所施設利用に関する協定」を千葉市と締結している。

表Ⅲ-B-2-1. 学校法人千葉明德学園 危機対策本部組織表



短大内はVDSLでインターネットにつながっており、全研究室、事務室、アドミッション・センター、会議室、応接室はLAN用の情報コンセントが設置されている。安全対策としては、学内LANを物理的に事務職員と教育用（教員・教室）でネットワークを分けている（備付-40）。外部から学内LANへの侵入対策は各PC上でのソフトによるファイヤーウォールの設定により対応している。ウイルス対策も同様である。また、令和元年度には学生向けに無線LANを導入し、全教室および学生ホール、スチューデント・ラウンジ等のパブリックスペースでも高速回線の利用が可能となっている。

日常の管理や運用は、総務グループの担当者が学生・教職員への支援を行っている。また、ネットワーク関連については、情報処理関係科目の担当教員である、CIOを中心に保守管理業務を委託している専門業者に対処を依頼し、速やかに対応している。

学生の個人情報等の管理は、教務グループが保有する学籍情報については、同グループの職員のみが閲覧可能になっている。また、就職関係で保有する学生情報については、最初に学生の基礎データを教務グループから引継ぎ、付加されたデータを含めて、実習・就職グループの職員のみが閲覧可能になっている。

省エネルギー・省資源対策としてはクールビズの実施等の対策を取り、過度な冷暖房を行わないよう設定温度の管理（冷房28℃、暖房19℃）を行っている。コピー用紙については、両面の使用を推進しているほか、古紙については、学生を含めて回収を行っている。ゴミについても、市の基準を遵守し、資源ごみの分別回収を行っている。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

Ⅲ-B-1 課題

施設・設備改修等の計画的な対応のため、平成 27 年度から、学長をトップに教職員が一体となった、短大内の施設・設備（備品を含む）について検討するプロジェクトチームを発足させている。その結果、令和 2 年度には長年の懸案だった学生ホール（学食）の改修を実施し、令和 3 年度には、学生ホール前に、学生が楽器の練習を行ったり、パフォーマンスの披露、発表物等を自由に掲示できたりするステージスペースを新設している。令和 4 年度には、本館および 2 号館の空調設備更新と、本館裏側の遊歩道、プレハブ式の学友会室と倉庫の新設を行った。令和 5 年度には、別館屋上の防水機能の更新、令和 6 年度には、本館 1 階の防火扉改修を行っている。

今後の課題としては、老朽化している既存施設・設備の更新計画を立てるとともに、着実に実施していく必要がある。

Ⅲ-B-2 課題

コロナ禍により実施できなかった、消防・避難訓練は、感染対策に留意し令和 5 年度からは再開している。今後は、本学と同一の敷地にある、高校・中学・幼稚園と合同で実施できるように検討を進めていく。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項＞

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

＜根拠資料＞

備付資料 40 学内 LAN の敷設状況

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づき学習成果を獲得させるために技術的資源を整備し、有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づき技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づき授業や短期大学運営に活用できるよう、情報機器の整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備し、適切に活用し、管理している。
- (7) 教職員は、新しい情報技術等を授業や短期大学運営に活用している。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

＜区分 基準Ⅲ-C-1 の現状＞

本学における技術的資源とは、保育現場に就職した後に必要とされる技術を学ぶためのものであり、演奏技術のためのピアノ、業務効率化のためのパソコン、保育技術の振返りのためのカメラ・プロジェクター、教材作成のための機材等が考えられる。

まず、ピアノ演奏技術の向上のため、学生が自由に練習できるピアノ練習室を「15 室」設置している。

次に、学内のパソコンについては、先に述べたように「PC ルーム」を「学修室」へと用途変更したことにとともに、それまで学生用に 20 台設置していたデスクトップ・パソコンを 1 台としているが、学生が求人や就職・実習先情報を閲覧したり、自習したりするスチューデント・ラウンジにも、1 台の学生用デスクトップ・パソコンを設置している。

教室備え付けの映像装置（プロジェクター・スクリーン）は、平成 27 年度から実施し、令和元年度には、特定授業で使用する、231 教室（音楽室）、23 教室（調理実習）を除く、全ての教室に映像機器を常設することとなった。他にも、記入されたものをデータ化できるホワイトボード（電子黒板）を 2 室に設置し、授業の効率化を図っている。令和 6 年度には講堂、221・221 教室および 22 教室のプロジェクターを従来のランプ式から高性能のレーザー光源式のものと更新している。

また、令和4年度には、学生のスマートフォンにシラバスや学生便覧の閲覧機能を含む学生証アプリのシステムを導入した。同アプリは、スマートフォンと各教室に設置したセンサーが通信することで授業への出席を記録するシステムを兼ねており、出欠席記録の電子化も併せて実施している。

教職員には日々の教育活動、業務のため、1人1台のパソコン、各研究室に1台のプリンターが整備されている。パソコンには、全てウイルス対策ソフトウェアを導入しておりOSのアップデートと併せて、自動的に最新の状態を維持するように設定・運用している。

職員の業務については、不測の事態にも対応できるように、サーバー上にデータを保管し、毎日自動バックアップを行っており、データ喪失に対する適切なリスクヘッジを実現している。

学内の教職員向け情報機器は、購入を基本とし毎年3～5台ずつ入替を行っている。

授業資料の作成で大量に印刷できるよう、談話室（印刷室）に大型印刷機（カラー1台、モノクロ1台）、事務室にカラーコピー機1台を、共有の設備として用意している。

教育課程編成・実施の方針に基づき、情報基礎リテラシー、PCリテラシーを学ぶ授業科目を開講している。

教育用の学内LANには、先に述べたように、Wi-Fi環境を整備し、学生の利便性を高めている。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

保育に関しての技術サービスとは何かを現場のニーズから分析し、計画的に導入していく必要がある。また、施設・設備の改修にあたり、学内でのプロジェクトチームを発足させているので、定期的の中・長期の計画を検討していく。また、教職員だけでなく学生からの意見も集約できるような仕組みを作り、その上で、優先順位付け等を行い実行していく。

コロナ禍によって、対面授業をオンライン授業に変更せざるを得なくなり、これにともない、教職員のスキルアップが必須となったため、具体的なPC操作に関する研修を実施している。今後も、定期的にPCスキルのブラッシュアップを図る研修を計画し、着実に実施していくことが求められる。

教職員のパソコンについて、導入時期によってOS（オペレーティングシステム）やアプリケーションソフトのバージョンが異なっているため、今後については、短大だけでなく、法人のシステム部門と連携し、計画的な導入を進めることが課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

特になし。